

## 各検討会・ワーキンググループの開催状況等について

<p><b>新たな社会的養育の在り方に関する検討会</b>                      (座長：奥山 眞紀子                      座長代理：松本 伊智朗)</p>	<p><b>児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会</b>                      (座長：吉田 恒雄)</p>	<p><b>子ども家庭福祉人材の専門性確保WG</b>                      (座長：山縣 文治                      座長代理：西澤 哲)</p>	<p><b>市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG</b>                      (座長：松本 伊智朗                      座長代理：井上 登生)</p>
<p><b>第1回：7月29日(金)</b>                      ・検討会の開催について                      ・意見交換</p>	<p><b>第1回：7月25日(月)</b>                      ・検討会の開催について                      ・意見交換</p>	<p><b>第1回：7月29日(金)</b>                      ・WGの開催について                      ・意見交換</p>	<p><b>第1回：8月8日(月)</b>                      ・WGの開催について                      ・意見交換</p>
<p><b>第2回：9月16日(金)</b>                      ・各検討会・WGの開催状況                      ・法改正後の進捗状況                      ・意見交換                      ・関係団体ヒアリング</p>	<p><b>第2回：8月31日(水)</b>                      ・第1回検討会におけるご指摘事項等について                      ・関係団体、有識者ヒアリング</p>	<p><b>第2回：9月2日(金)</b>                      ・児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司任用後研修、児童福祉司任用前講習会の到達目標等について</p>	<p><b>第2回：9月16日(金)(予定)</b>                      ・今後の進め方のイメージ共有                      ・論点整理の確認                      ・支援拠点の機能のあり方について</p>
<p><b>10月～11月(予定)</b>                      ・各検討会・WGの開催状況                      ・法改正後の進捗状況                      ・意見交換                      ・関係団体等ヒアリング</p>	<p><b>第3回：9月26日(月)(予定)</b>                      ・論点ごとの議論</p>	<p><b>第3回：9月下旬(予定)</b>                      ・研修科目等骨子案                      (児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司任用後研修、児童福祉司任用前講習会について)                      ・要対協調整機関専門職任用後研修の到達目標等</p>	<p>※ 今後の進め方について                      本日午後のWGにおいて議論</p>
	<p><b>10月～11月(予定)</b>                      ・論点ごとの議論</p> <p>秋を目途に                      一定のとりまとめ</p>	<p><b>第4回：11月下旬(予定)</b>                      ・研修科目等骨子案                      ・児童相談所等の専門性の向上等                      (課題の整理)</p> <p><b>12月(予定)</b>                      ガイドライン案の策定</p>	

## 法改正後の進捗状況について（平成28年9月1日現在）

	項目	進捗状況
1. 理念	1) 子どもの権利を基礎とした理念の啓発状況	・改正法の公布に伴い、公布通知にて周知。
	2) 家庭支援の在り方	・児童相談所運営指針において法改正の内容を反映するよう改訂に向けて検討中。
	3) 家庭養護(家庭と同様な養育)の原則の貫き方	・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインにおいて法改正の内容を反映するよう改訂に向けて検討中。
	4) 児童虐待防止法 第14条 参議院附帯決議にもあるように、体罰を伴わないしつけの在り方提示に関して	・平成28年度「児童虐待防止推進月間」(H28年11月実施)で予定している全国フォーラム、政府広報等を通じて、体罰を伴わないしつけの在り方について積極的な広報啓発を実施予定。 ・親権を行う者の懲戒権の行使の在り方については、今後検討。
2. 子どもの権利擁護に関する仕組み	児童福祉審議会が児童福祉に関する調査審議の一環として、弁護士との協力により、直接、苦情等を受け付け、児童の権利擁護の審査をする(児相等が権利擁護ができていないときの審査)という仕組み構築	・既存の不服審査制度との関係を整理するとともに、苦情等の受付対象の範囲、具体的な実施体制、苦情等の処理方法等について、今後検討。
3. 国・都道府県・市区町村の責任と役割	1) 児相から市区町村への送致: 双方が納得し、子どもが狭間に落ちない送致の在り方 2) アセスメントツールの開発状況	・施行に向けて共通アセスメントツールを検討中。
4. 要保護・要支援児童の対象年齢	1) 自立援助ホームの拡大・質の向上	・対象者拡大については、対象範囲を省令で規定予定。また、平成29年度概算要求において、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の対象拡大(22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者)に伴う支援に要する補助事業【児童自立生活援助事業(仮称)】を新規に要求中。
	2) 里親委託や施設措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、生活面を含め、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設	・平成29年度概算要求において、里親委託や施設措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、生活面を含め、引き続き必要な支援を受けることができる補助事業【社会的養護自立支援事業(仮称)】を新規に要求中。

	項目	進捗状況	
4. 要保護・要支援児童の対象年齢	3) 退所児童等アフターケア事業の拡大	・平成29年度概算要求において、退所児童等のアフターケアの充実を図るため、相談支援体制の充実を要求中。	
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(1) 基礎自治体における拠点整備	1) 市区町村レベルで相談、指導、里親支援、連絡調整等を一体的に担う事業の創設(児童家庭支援センターの見直しを含む)。	・「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」において、拠点機能のあり方、推進方策を検討。(第1回:8月8日、第2回:9月16日) ・平成29年度概算要求において、市町村が児童等に関する支援を一体的に担う拠点の運営に要する経費の補助を行う事業を新規に要求。
		2) 要保護児童対策地域協議会の設置徹底の状況	・平成28年度要保護児童対策地域協議会設置状況等調査を実施予定であり、調査結果を踏まえ設置促進策を検討。
		3) 要保護児童対策地域協議会への専門職の配置状況	・平成28年度要保護児童対策地域協議会設置状況等調査を実施予定。 ※平成27年度データあり
		4) 3)の研修受講状況	・「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において、研修のガイドライン等を検討予定。(第1回:7月29日、第2回:9月2日)
	(2) 母子保健法への位置づけ	1) 母子保健における虐待予防の意識向上	・改正法の公布・施行に伴い、母子保健施策が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることを、各自治体の母子保健主管部(局)へ周知。
		2) 子育て世代包括支援センターの状況(内容等)	・調査研究を行い、子育て世代包括支援センターの業務ガイドラインを策定予定。
	(3) 就学前の保育・教育の質の向上		保育所は各家庭の多様な背景に合わせて、関係機関との連携を図りながら、適切に対応していく必要がある旨を「保育所保育指針」に記載することを検討。
	(4) 特定妊婦への支援	1) 特定妊婦(要支援児童等)と思われる者を把握した時の市町村への情報提供の促進とその扱い方の提示	・特定妊婦・要支援児童の状況(指標)例を新たに作成し、通知文を9月下旬目途に発出する予定。
		2) 産前産後ホームに関するモデル事業の実施	・平成29年度概算要求において、特定妊婦等への支援の具体的な仕組みを検討するため、母子生活支援施設や産科医療機関等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供するモデル事業【産前・産後母子支援事業(仮称)】を新規に要求中。
		3) 2)に並行して「産前産後ホーム」に関する制度設計	・2)のモデル事業の実施状況等を踏まえつつ今後検討。

	項目		進捗状況
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(4) 特定妊婦への支援	4) 乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業を全市町村で実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度乳児家庭全戸訪問事業実施状況等調査を実施予定であり、調査結果を踏まえ実施促進策を検討。</li> <li>＜平成27年度実績＞</li> <li>・乳児家庭全戸訪問事業 1,730市町村、実施率99.4%</li> <li>・養育支援訪問事業 1,447市町村、実施率83.1%</li> </ul>
	(5) 通所・在宅措置	1) 児童相談所の指導委託措置について、新たに補助対象とし、様々な社会資源の活用を推進。 2) その取り組みとして以下を行う ・措置解除後等に、関係機関が連携して定期的な児童の安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施 ・児童や家庭の状況に応じて、養育支援訪問事業や地域子育て支援拠点事業等の訪問型支援、児童委員の活動など、アウトリーチ型支援を活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所運営指針及び子ども虐待対応の手引きにおいて、法改正の内容を反映するよう改訂に向け検討中。また、平成29年度概算要求において、市町村へのスーパーバイザー配置に係る費用補助を要求中。</li> </ul>
	(6) 児童相談所設置基準	1) 中核市・特別区への設置に向けた支援の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度概算要求において、中核市及び特別区が児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用補助を要求中。</li> <li>・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討予定。</li> </ul>
		2) 中核市・特別区に設置する児童相談所の在り方の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討予定。</li> </ul>
	(7) 児童相談所の機能分化 ＜機能分化＞	1) 通告窓口の一元化に関するモデル事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度概算要求において、調査研究費を活用して実施することを検討中。</li> <li>・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討予定。</li> </ul>
		2) 児童相談所における介入・支援機能の分離に関する好事例を分析・評価し、全国に普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度概算要求において、調査研究費を活用して実施することを検討中。</li> <li>・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討予定。</li> </ul>
		3) 「189」の利便性の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月に189のガイダンスの短縮を実施。(平均70秒⇒30秒)</li> <li>・平成29年度概算要求において、コールセンター方式を導入し、更なる利便性の改善を図る。</li> </ul>

	項目	進捗状況	
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(7) 児童相談所の機能分化<一時保護>	1) 里親等への一時保護委託を拡大	・平成28年度予算において、里親への一時保護委託を促進するため、里親手当の金額を引上げ(2,360円⇒4,040円)。
		2) 一時保護所の環境整備(混合処遇の解消)や量的拡大	・平成27年度補正予算において、一時保護所の整備に係る国庫補助率を引上げ(1/2⇒2/3)。 ・引き続き、平成28年度補正予算案において、一時保護所の整備に係る国庫補助率を引上げ(1/2⇒2/3)。
		3) 一時保護所の第三者評価の在り方	・平成27年度調査研究において、第三者評価を実施している自治体を把握済み。 ・平成29年度概算要求において、一時保護所において、第三者評価を受審した際に係る費用の補助を要求中。
		4) 一時保護所の基準の見直し	・今後、一時保護所の設備・職員配置の実態についての調査を検討。
	(8) 司法関与の整備	1) 法務省との協議の場を設置し、速やかに検討	・司法関与の在り方については、「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において、検討を開始した。(第1回:7月25日、第2回:8月31日、第3回:9月26日)
		2) 当面行われる以下の取組の実施状況の検証 ・28条措置による措置先の変更の可能性がある場合に、里親、施設等を複数併記して家庭裁判所に申し立て、そのいずれかに措置することについて承認を受けることが可能である旨について、全国の家庭裁判所を含め、周知。 ・裁判所が都道府県に保護者指導の実施を勧告する場合について、裁判所が保護者に勧告内容を直接伝達する運用を更に活用。	・児童相談所運営指針等において、左記の取組の内容を盛り込むよう改訂等に向け検討中。
	(9) 評価制度の構築	1) 一時保護所の第三者評価の在り方(再掲) 2) 社会的養護関係施設の第三者評価基準の見直しの実施状況を踏まえて、必要な見直し	・平成27年度調査研究において、第三者評価を実施している自治体を把握済み。 ・平成29年度概算要求において、一時保護所において、第三者評価を受審した際に係る費用の補助を要求中。
	6. 職員の専門性の向上	1) 児童福祉司の研修 ・社会福祉士等の基礎資格に応じた必要な研修の受講 ・社会福祉主事を任用する場合の任用前指定講習会の受講 ・スーパーバイザーにおける研修の受講	・「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において、検討中。(第1回:7月29日、第2回:9月2日)

	項目	進捗状況	
6. 職員の専門性の向上	2) 省令で定める他の任用要件についても質の均てん化の観点から見直し	・「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において、検討中。(第1回:7月29日、第2回:9月2日)	
	3) 児童福祉司の配置基準について、児童虐待相談件数を考慮	・児童福祉法施行令を改正(平成28年8月18日公布)し、児童虐待相談対応件数を考慮した配置基準に改正済み。	
	4) 改正法附則にある子ども家庭福祉の担当職員の質の向上の方策(2年以内)	・「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において、児童福祉に従事する者の資質の向上を図るための方策の検討の一環として、検討予定。(第1回:7月29日、第2回:9月2日)	
7. 社会的養護の充実強化	(1) 里親制度の充実強化	1) 里親制度の普及から児童の養育支援までの一貫した里親支援の状況と在り方の提示	・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインにおいて、法改正の内容を反映するよう改訂に向け検討中。
		2) 里親支援専門相談員を効果的に活用⇒各施設ではなく上記1)に組み込む	・上記1)の関連予算と合わせて、平成29年度概算要求において検討中。
		3) 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業は里親家庭も対象	・平成28年度の事業実施要綱において、里親家庭も対象であることを記載し、自治体に通知済み。
		4) 里親の一時保護手当はあがったが、里親への一時保護委託の在り方の提示	・平成28年度予算において、里親に委託した場合の一時保護委託手当の金額を引上げ。(2,360円→4,040円)
	(2) 就学前の家庭養護の原則	1) 新たな理念規定を踏まえ、里親委託の例外となるケース等を通知で明確化	・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインの改訂について検討を開始。
	(3) 特別養子縁組制度	1) 児童相談所及び民間のあっせん機関の養子縁組相談・支援の状況を把握し、在り方を提示	・児童相談所運営指針の改訂等について検討を開始。
		2) 子どもの継続的養育に資する特別養子縁組の在り方についての周知徹底	・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインにおいて、児童福祉の観点からの特別養子縁組の有用性について記載することを検討。
		3) 改正法附則にある利用促進の在り方についての速やかな検討の状況	・「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において、検討を開始。
	(4) 施設ケアの充実強化	1) 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の拡大	・平成29年度概算要求において、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等に必要な事項を要求。

	項目	進捗状況
7. 社会的養護の充実強化	(5) 自立支援 1) 里親委託や施設措置された子どもが、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業(再掲) 2) 自立援助ホームの状況(質の向上を含む)(再掲) 3) 退所児童等アフターケア事業(再掲) 4) 里親委託や施設措置が解除された後の支援のための市区町村や児童相談所の担当部署・ワーカーの配置	1) 平成29年度概算要求に計上。(再掲) 2) 平成29年度概算要求に計上。また、対象者拡大については、対象範囲を省令で規定予定。(再掲) 3) 平成29年度概算要求に計上。(再掲) 4) 平成29年度概算要求において、社会的養護自立支援事業(仮称)を都道府県等で実施(委託可)し、支援の中核となる支援コーディネーターを実施機関等への配置を要求。
8. 統計	1) 統計調査の内容の見直しに資するため、正確な国際比較ができる統計資料を構築するため、各国の統計調査の実態把握などの調査研究の実施	・平成29年度概算要求において、調査研究費を活用して実施することを検討中。
	2) 児童虐待に関する地域のデータベース構築について調査研究を実施	・平成29年度概算要求において、調査研究費を活用して実施することを検討中。
	3) CDRに関するモデル事業を実施	・調査研究によるモデル的取組の実施を検討中。
9. その他	1) 関係機関が情報提供できる法改正に伴い、民間企業が個人情報保護を乗り越えて資料を提出できる具体ケースのイメージについて通知を発出	・改正法の施行に伴い、通知を発出予定。
	2) 親子再構築支援に関し、児童養護施設等に配置する家庭支援専門相談員について、平成27年度実施中の活動実態等に関する調査研究の結果等を踏まえ、その更なる活用の促進を検討	・調査研究の結果等を踏まえ、家庭支援専門相談員等による親子関係再構築支援に資する手引き等の策定を検討。

## 新たな社会的養育の在り方に関する検討会の進め方と議論のポイント（未定稿）

## 1. 新たな子ども家庭福祉実現への進捗状況の把握と全体の俯瞰

ロードマップの提示とその進捗状況の把握

## ① 法改正事項それぞれの実現へのロードマップの作製

⇒叩き台作成を事務局に依頼

⇒それを議論して、必要に応じて修正

## ② それに基づき、毎回の検討会時点での進捗状況を確認

## ③ 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」で議論されたが、積み残されている課題を含めて全体を俯瞰する

## 2. 新たな社会的養育の在り方を明確化し、その実現を図る

## 1) 社会的養育の基準の明確化

物理的基準から養育の質の基準へ

子どもの権利を基礎とした基準へ

## 2) 社会的養育の構造

## (1)家庭支援

改正児童福祉法第三条の二

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。

議論すべき事項

## ① 家庭への養育支援のあり方

子どものための支援であることが基本

要支援家庭のアセスメント

支援の在り方

在宅措置の在り方

社会的養護との連続性

児童家庭支援センターや民間支援機関の在り方

## ② 保育園等の補完的養育

保育園での養育の質の向上に向けて

## ③ ショートステイ等の短期的ケア

ショートステイの機能の明確化や利用形態のあり方

全体の支援計画の中の組み込み方

## (2)社会的養護

### 改正児童福祉法第三条の二

ただし・・・児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない

### 議論すべき事項

- ① 「家庭環境と同様の養育環境」の明確化
  - 養子縁組、里親、里親ファミリーホーム
  - 里親類型の見直しや新設
- ② 包括的な里親養育事業（fostering agency）の在り方
- ③ 社会的養護としての位置づけによる「里親」の名称変更
- ④ 「家庭及び当該養育環境で養育することが適当でない場合」の条件を明確化
- ⑤ 「できる限り良好な家庭環境」の条件を明確化
- ⑥ 社会的養護における「継続性」(continuity) と永続性 (permanency) の担保のあり方
  - ・「継続性」を重視したソーシャルワークの在り方
  - ・子どもの立場に立った継続性・永続性とその計画 (permanency planning)
  - ・子どもへの説明、意見聴取、同意
  - ・子どもにとって必要不可欠な措置変更の条件の明確化とそれ以外の措置変更の防止
  - ・養育者との関係性の継続の重視
  - ・養育者の頻繁な変更の回避と不可欠な養育者変更時の子どもへのケア
  - ・個の記録の確保
  - ・ゲートキーパー的な役割を果たす部署や人材
- ⑦ 措置時、措置解除時等における移行期のケアのあり方
- ⑧ それらの原則を守る社会的養護体系の在り方
  - ・施設養護の専門性
  - ・施設類型の見直し ・施設養護の人員の配置基準
  - ・専門性による体系の再編成
  - ・ケアの個別化の必要性
- ⑨ 社会的養護提供時の家庭支援
- ⑩ その他必要な事項

(3) 一時保護

- ①法改正によって明確になった機能の在り方
- ②一時保護での養育基準の提示、「一時保護所」の在り方、一時保護委託の在り方  
(物理的基準のみならず、養育の質の基準の明確化)
- ③第三者評価の在り方

3) 自律・自立保障

議論すべき事項

(1) 継続的支援の保障 (対象年齢以上のものを含む)

- ① 措置をした自治体の責任の明確化と制度的枠組みの構築
- ② 自治体におけるケア・リーバー支援の担当部署の設置と専門職配置
- ③ 措置解除後の支援のあり方を含む自立支援計画の策定
- ④ 措置解除時の関係機関合同会議と支援計画の確認
- ⑤ 支援計画の実行における自治体と施設・里親の役割分担と連携
- ⑥ 措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保のあり方
- ⑦ 施設等の退所後の地域生活支援機能の強化と予算措置、人的配置
- ⑧ 自立援助ホームの成人後の利用の条件の再検討
- ⑨ 当事者の参画のあり方

(2) 自律・自立のための養育のあり方と進路保障

- ① 自律・自立の基盤としての養育者とのアタッチメントと信頼関係の形成
- ② 生活管理能力と「支援を求める力」の形成
- ③ 原家族との関係の整理と再構築のあり方
- ④ 親密圏での暴力(性暴力を含む)と加害・被害の回避に関する知識・態度の醸成
- ⑤ 高卒後の進学・修学機会の保障と経済的支援
- ⑥ 職業意識の形成、就労機会の確保
- ⑦ 社会保障、労働法規等、市民的権利の知識と活用能力の形成
- ⑧ ステップハウス等の整備と活用

(3) 地域生活の支援のあり方

- ① 措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保(再掲)
- ② 社会保障、医療サービス等、社会制度の利用の支援
- ③ 地域生活開始の初期費用の支給と日常生活能力の形成
- ④ 金銭管理の支援と債務問題の回避
- ⑤ 暴力被害(性暴力を含む)時の早期介入と対応のあり方
- ⑥ 法的支援の保障と弁護士費用等の確保

- ⑦ 職場定着の促進と離職時の生活支援
- ⑧ 家族形成、妊娠と出産（本人・パートナー）時の支援と他制度へのつなぎ
- ⑨ 当事者団体の形成の促進と活動の支援

3. 「社会的養護の課題と将来像」から「新たな社会的養育の構築」に向けて

- ・ 全ての子ども家庭（ポピュレーション）から社会的養護までを視野に入れた社会的養育の検討が必要
- ・ サービス提供側の視点からの「社会的養護の課題と将来像」から子ども側の視点からの「新たな社会的養育の構築」へ
- ・ 子どものニーズに沿った計画
- ・ 子どもを中心とした「新たな子ども家庭ソーシャルワーク」の確立

## ヒアリング予定の関係団体等について

## 第2回検討会（9月16日（金））＜5団体＞

## 【児童福祉施設】

- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国乳児福祉協議会
- ・全国母子生活支援施設協議会
- ・全国児童自立支援施設協議会
- ・全国情緒障害児短期治療施設協議会

## 第3回検討会（10月7日（金））、第4回検討会（10月21日（金））＜13団体＞

## 【養子縁組・里親】

- ・公益社団法人 家庭養護促進協会
- ・公益財団法人 全国里親会
- ・一般社団法人 日本ファミリーホーム協議会
- ・特定非営利活動法人 キーアセット

## 【児童福祉施設・事業】

- ・全国自立援助ホーム協議会
- ・全国児童家庭支援センター協議会

## 【当事者】

- ・CVV (Children's Views and Voices)
- ・特定非営利活動法人 I F C A (International Foster Care Alliance)
- ・非行と向き合う親たちの会（あめあがりの会）

## 【地方自治体】

- ・大阪市
- ・全国児童相談所長会

## 【在宅支援等】

- ・公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
- ・全国保育協議会

## 別途、日程を調整する団体（11月）＜2団体＞

## 【退所者支援】

- ・ゆずりは

## 【海外の家庭養護推進の取組】

- ・ルーモス（海外のNGO）

## ヒアリング事項（案）について

## 1. 第2回検討会（9月16日（金））＜5団体＞

- ・全国乳児福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会・全国児童養護施設協議会
- ・全国児童自立支援施設協議会・全国情緒障害児短期治療施設協議会)

## 【事前に説明をお願いした事項】

○議論のポイントに書かれていることに対する意見。

特に、

- ・今回の児童福祉法改正を踏まえ、社会的養育について、実践の場においてどのような課題があると認識しているか。
- ・今後、どのような取組が必要と考えるか。制度等の環境整備について何が必要か（施設の体系や子どもの年齢などの枠組み等）

## 2. 第3回検討会（10月7日（金））、第4回検討会（10月21日（金））等＜14団体＞

- ・家庭養護促進協会・全国里親会・日本ファミリーホーム協議会・キーアセット
- ・全国自立援助ホーム協議会・全国児童家庭支援センター協議会・ゆずりは
- ・CVV (Children's Views and Voices)・IFCA (International Foster Care Alliance)
- ・非行と向き合う親たちの会（あめあがりの会）・大阪市・全国児童相談所長会
- ・日本知的障害者福祉協会・全国保育協議会)

## 【共通して説明や意見を伺う事項】

○議論のポイントに書かれていることに対する意見。

特に、

- ・今回の児童福祉法改正を踏まえ、社会的養育について、実践の場においてどのような課題があると認識しているか。
- ・今後、どのような取組が必要と考えるか。制度等の環境整備について何が必要か（施設の体系や子どもの年齢などの枠組み等）

【個別に説明をお願いしたい事項】

○非行と向き合う親たちの会（あめあがりの会）

- ・「非行と向き合う親たちの会」の活動の概要。
- ・子どもや保護者が困っていた内容。
- ・子どもや保護者が立ち直るまでの関わりやきっかけ。
- ・子どもや保護者が求めている相談・支援の内容（求められている相談や支援）。

○日本知的障害者福祉協会

- ・要保護児童の入所施設（社会的養護機能）として、施設運営上の現在の課題。
- ・家族関係再構築支援や自立支援の現状と課題。
- ・今後の将来像（地域分散化、小規模化、里親支援、地域支援など） 等

○全国保育協議会

- ・児童虐待発生予防のための対応として在宅支援が重要であり、今後、保育所が市町村における在宅支援において、重要な役割を担うことが期待されることについてどのように考えているか。  
（保育所が在宅支援を担う上での現状と課題。実際の在宅支援業務において、市町村に配慮してほしいこと。）
- ・このような在宅支援を担う場合、保育所としてどのような支援が可能か。  
（すでに行っている取組。今後行う上で、どのような配慮が必要か。） 等

# 関係団体提出資料

全国児童養護施設協議会	1
全国乳児福祉協議会	9
全国母子生活支援施設協議会	23
全国情緒障害児短期治療施設協議会	31
全国児童自立支援施設協議会	35



# 全国児童養護施設協議会提出資料



平成 28 年 9 月 16 日

## 新たな社会的養育の在り方に関する意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国児童養護施設協議会  
会長 藤野 興一

### はじめに

全国児童養護施設協議会（全養協）では、「社会的養護の課題と将来像」（以下、「課題と将来像」）は、現場実践とのすり合わせの上に、常に改善されていかなければならないものと捉えてきた。

このたび、子どもの権利条約に規定されている「子どもの権利」が改正児童福祉法（以下、改正法）に明記されたことを受け、「課題と将来像」は、より一層「子どもの権利を柱に据えた養育」の観点から再構成するべきだと考えている。そのため、このたび厚労省に設置された4つの検討会・ワーキンググループの取り組みに期待している。

平成 27 年を初年度として、3 期 15 年かけて「課題と将来像」の実現を図る、施設と都道府県による「推進計画」がすでに動き出している。施設現場はさまざまな工夫をしながら、子どもたちのために「課題と将来像」の実現に向けて歩み始めており、その取り組みの状況を踏まえ、よりよき施策づくりを進めていただきたい。私たち現場と国とが十分な意思疎通をはかりながら、子どもたちのために、よりよき制度をともにつくりあげていきたいと考えている。

ここに、全国児童養護施設協議会の提案・意見を申し述べる。

### 1. 改正法の成立を受けて（評価と決意）

- ① 改正法第一条、第二条において、子どもの権利条約でいう「子どもの権利」、「最善の利益」等が規定された意義は大きい。私たちは先頭に立って、子どもの権利条約の普及と実現に努めたい。
- ② 第三条には、「の二」を加え、「家庭・実親による養育」が第一、「家庭における養育環境と同様の養育環境」による養育が第二、「できる限り良好な家庭的環境」による養育が第三、第四に「施設養育」と優先順位を規定している。この検討会で、「家庭における養育環境と同様の養育環境」「できる限り良好な家庭的環境」の明確な定義や条件、そして社会的養育環境がめざす先を、ともに考えたい。
- ③ このたびの法改正を受け、今後、里親やファミリーホーム、実親による養育がより推進されていくなかにおいて、様々な問題が生じてくることが考えられる。私たちは「施設養育」を実践する者として、施設・養育単位の小規模化を進め、本体施設および地域小規模児童養護施設等の小規模施設における養育を推進していくとともに、「地域の子

育て支援拠点」として、里親やファミリーホーム、また地域の子育て家庭への支援を積極的に担っていきたいと考えている。私たちが長い実践の歴史のなかで得た経験や知識・さまざまなノウハウは、地域子どもたちや家族の支援のために、必ずや役に立つと信じており、その役割を果たしていきたいと考えている。

以下には、具体的提案・課題を列記する。

## 2. 提案・課題について

### (1)前提として―「課題と将来像」で示した方向性は原則的に踏襲し、具体的改善策を考えたい

○わが国における子どもの養育に、現場は危機的臨場感をもっている。子ども家庭福祉全体を俯瞰する視点と、制度再編の必要性を認識しており、私たち現場からも、社会的養育のあり方の検討に、さまざまな提案を行っていききたい。

○例えば、私たち児童養護施設は地域分散化だけでなく、施設内支援をユニットケアや小規模グループケアに移行してきている。つまり「課題と将来像」に基づき、家庭的養護へと着実にシフトしてきており、こうした施設の地域分散化も含めた養育のあり方を、これからも追求していききたい。

#### 【実現のために必要なこと】

○改正法を受け示された養育推進の分類では、「できる限り良好な家庭的環境」は「地域小規模児童養護施設」と「小規模グループケア（分園型）」とされ、私たちがすすめる施設のユニットケアや小規模グループケアが外れているが、施設における6～8名の小規模グループケアは、「できる限り良好な家庭的環境」として十分機能しており、必ずしも「（分園型）」と限定する必要はないと考えている。また、施設ではファミリーソーシャルワーカーが中心となって、家庭復帰・復帰後のケアを担い、改正法にある“子どもは家庭で”との考え方を大切にし実践している。

一方、ファミリーホームおよび里親は「家庭における養育環境と同様の養育環境」と整理されている。さまざまなファミリーホーム、里親の実態があるなかで、残念ながら、家庭の養育環境と同様とはいきれないケースがあることも、否めない。

支援の実態を見てほしい。そして、「家庭における養育環境と同様の養育環境」「できる限り良好な家庭的環境」の明確な定義や条件、そして社会的養育環境がめざす先を、ともに考えたい。

○児童養護施設の地域分散化を一層推進するためには、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の拡大や、チーム責任者を配置するなど、きめ細かな施策の充実も欠かせない。

○社会的養護の理念と機能と役割を明確化し、社会的養護分野における共通の方向性を示し、各分野の将来像を明らかにした「課題と将来像」は、評価できるものである。「課題と将来像」を実現するため、全国の施設と都道府県はともに推進計画を策定し、現場では様々な取り組みが始まっている。今後の議論がこうした事実を踏まえ進められるよう願っている。

○「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」では、施設類型の見直し等を含む社会的養護体系の在り方について検討するとされているが、よりよい制度とするためにも、検討にあたっては現場との意思疎通を十分にはかってほしい。

## (2) 一時保護機能の充実・活用の推進をめざす

○新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会（以下、専門委員会）報告は、一時保護の委託先を里親家庭や小規模化された施設へ転換することが望ましいと提案している。一時保護の対象となる子どものニーズ・状態像はさまざまであり、その受け皿を多様化することは望ましい。一方、重篤・複雑な問題を抱えた子どもも少なくなく、児童養護施設、乳児院等の施設は、一時保護委託先として重要な役割を今後も担い続ける気概と専門性をもっている。

○児童相談所からの委託措置である一時保護は、現状では「親子分離のための一時保護」と化している感がある。しかし私たちは、一時保護を、市町村が行うショートステイ、トワイライトステイも含め、レスパイト要素を強くした「疲れた時に気軽に利用できるもの」として、よりハードルを下げた仕組みに転換すべきだと考えており、積極的にこれらの役割を担うつもりである。

こうした一時保護ができる施設は、親子関係の調整を含むアセスメントの場となり、新たな、地域家庭支援の重要な社会的資源となり得る。このことは、「個別対応」「教育権の保障」も含めた改善策となることはもちろんであり、この専門性を地域社会のなかで活かしていくことが重要だと考える。

### 【実現のために必要なこと】

○施設が一時保護を担うにあたり重要なのは、子どもに安心感と安全感を提供できる環境を有し、その機能を十分に発揮することである。そのためには、子どもの年齢等を勘案しつつ、個室対応や職員の個別対応を可能とするような独自の人的体制、独自の施設整備が必須である。

○既に「雇児発 0905 第 2 号児童家庭局長通知 児童養護施設等における一時保護児童の受け入れ体制整備について」において、平成 28 年 4 月 1 日から一定の整備が図られているが、市町村事業であるショートステイ、トワイライトステイ事業と一体的な対応が可能となるような仕組みを考えるべきである。

## (3) 進学支援制度の拡充と、一貫した支援体制の構築をめざす

○社会的養護の対象となった子どもたちの自立は、専門委員会報告でも指摘されているように、支援の必要性の有無という視点に立てば、一律に 18 歳で打ち切ることはできない。私たちには、子どもたちのインケアからリービングケア、アフターケアまでを、一貫して、かつ安定的に支援する用意がある。また実際に、取り組んでもいる。

○なかでも子どもたちの社会的自立、経済的自立にとって、大学等への進学は大きな機会を生む重要なものである。それと同時に、進学以外の将来を選択する子どもたち、

高校を中途退学する子どもたちにも充実したアフターケアができるよう、施設一丸となって臨みたいと考えている。

**【実現のために必要なこと】**

- 以上を実現するためには、児童福祉法の保護対象年齢を20歳まで引き上げるとともに、最低22歳までの措置延長を可能とすることが望ましい。
- また、大学等進学者に対し、給付型支援たる進学助成費や特別育成費を新設するなど、子どもたちの進学を支援する方策を、ともに考えていただきたい。加えて、高校の中途退学児等の自立支援は、高卒者への支援にも増して重要であると考えているため、国としても施策を講じてほしいと考える。
- 子どもたちのインケアからリービングケア、アフターケアまでを、一貫して且つ安定的に支援するため、自立支援担当職員を早急に配置することも、重要な課題であると考えている。
- なお、自立援助ホームの対象年齢拡大を踏まえ、その機能を最大限に活用するため、自立援助ホームの職員体制や支援体制、措置費の充実等は再検討し、児童養護施設とさらに連携が図れるよう改善を図ってはいかがか。

**(4)社会的養護の人材確保、育成、定着は最重要の課題**

- 子どもの権利をまもり、その最善の利益を保障していくためにも、それを担う人材の確保・育成・定着は極めて重要な課題である。とりわけ人員・人材の確保は喫緊の課題である。
- 全養協はこれまでも、各種調査や研修会、パンフレットの作成などを通じて、現場の人材確保に資するべく活動に取り組んできた。また、体系だった研修による人材育成を図るため、職員の研修体系の整備や様々な職員研修等に取り組んできた。
- すべての施設現場において、質の高い養育が提供されるよう、今後もこうした活動に積極的に取り組んでいく考えである。

**【実現のために必要なこと】**

- 児童養護施設では、人材の確保が困難な状況にあり、養育の質の確保・継続性の確保等の点からも、早急に取り組みを推進したい。現在、保育所保育士や、高齢者介護などさまざまな分野において、人材確保に関する施策の充実が図られているが、社会的養護分野においても、固有の施策が必要である。
- 専門委員会報告にも指摘があるように、子どもの多様で複雑なニーズに応えるためにも、施設においては職員配置の充実や、給与・労働条件の向上を着実に進める施策を求めたい。
- また、人材育成対策として、新たな研修システムの確立をはかるべきである。専門委員会報告でも強調されているように、今日の複雑な課題をもつ子どもと家庭への支援

は、児童相談所、市町村、児童福祉施設、児童家庭支援センター、里親等が密接に連携した支援システムが十分に機能することが重要である。その一端を担う施設職員の育成は、必須の課題である。

- 保育士の養成にあたっては、保育分野と社会的養護分野両者の養成校と施設現場とが一緒のテーブルで、養成カリキュラムや資格問題等協議する必要がある。
- 「課題と将来像」の実現に向けた職員養成が必要である。一般的な施設実習ではなく、「小舎制」「グループホーム」に特化した実習の強化が必要である。養成カリキュラムも「児童虐待」や「発達障害」への対応や、食生活やホームヘルプ等、養育についてのカリキュラムを付加すべきではないか。
- 今でも全国の「小規模グループケア」や「地域小規模児童養護施設」の実施施設では、多くの施設見学や実習、現任研修を受入れているが、こうした実践現場での実習は極めて有効である。受入施設へ担当者やコーディネーターを配置し、こうした取組みを積極的に後押ししていただきたい。
- このたび設置された「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」では、主に児童相談所や行政職員の専門性向上を図るための検討が行われることとなっているが、急増する児童虐待等への対応をはかるために、これは喫緊の課題であり、大きな期待をもって注視している。あわせて、子どもたちの包括的な支援という点に立てば、私たち施設関係職員等の専門性向上も同様に重要な課題であり、ぜひ検討課題として加えていただきたい。

#### (5) 児童家庭支援センターを活用し、子ども・家庭への支援の拡充をめざす

- 現在、児童家庭支援センターは全国で 112 か所整備されている。地域支援拠点の今後の整備を考えるうえで、すでに設置され、現に、虐待予防や親子関係再構築支援等の専門的な実践を行いつつ、ショートステイの利用調整など、実際的に施設と地域をつなぐ役割を担い、地域の子ども・家庭支援の課題に取り組んでいる児童家庭支援センターを活用しない手はない。私たちは、児童家庭支援センターを活用し、これまで施設が蓄積してきたさまざまなノウハウを、より一層、子ども・家庭支援に十二分に活かすことをめざす。

##### 【実現のために必要なこと】

- 専門委員会報告および改正法では、子ども・家庭への支援は、生活に身近な場所で行われる必要があるとされ、そのために基礎自治体は支援拠点の整備に努めることとされた。しかし、「児童家庭支援センター」の十分な活用策は検討されず、また示されていない。児童家庭支援センターがもつ機能を多いに生かすためにも、その強化は急務である。
- 児童家庭支援センターの機能を十分に活用するためには、国が示している設置目標数

の実現や、経験豊かなケースワーカー等専門的人材による支援が必要であり、予算面も含めた措置が必要である。

#### (6) 里親支援施策の拡充をめざす

○社会的養護を必要とする子どもたちに、家庭養護を優先的に保障していくためには、里親の存在は欠かせない。今日の子どものさまざまなニーズや複雑な状態像を踏まえた養育を里親に担っていただくために、私たち施設は、専門性を活かした里親支援に今以上の力を注ぐ用意がある。

○例えば、里親支援専門相談員が乳児院と児童養護施設にすでに配置され、里親支援機関事業を受託している施設もある。里親サロンやレスパイト事業を引き受けている施設もある。施設には、さまざまな知識と経験、ノウハウに基づく専門性が蓄積されている。私たち施設はこれらを活用して、各地域で里親と協働し、社会的養護を必要とする子どもたちや家族を支援するシステムづくりを推進する役割を強化する。

#### 【実現のために必要なこと】

○「課題と将来像」では、施設と里親の連携、施設による里親支援及び地域子育て・家庭支援等の役割、地域児童福祉の拠点としての施設展開等を掲げている。私たちが、長い歴史を経て今日に至るまで一貫して社会的養護を担い、地域の児童家庭支援・社会的養護実践における多くのノウハウを蓄積してきたものを、里親開拓、支援、育成に活かしたい。

○里親支援システムの整備と機能化、施設と里親の相互理解や里親に対する研修機会の整備などが、さらに必要だと考える。従来児童相談所が担っていた里親支援事業は「措置」の部分を残して全て民間に、特に児童養護施設、児童家庭支援センター等に移行すべきである。

○養子縁組の推進にあたっては、施設の家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員、児童養護施設、児童家庭支援センター等での里親支援機関事業に活用することは有効である。

# 全国乳児福祉協議会提出資料



平成28年9月16日

## 新たな社会的養育の在り方に関する意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国乳児福祉協議会  
会長 平田ルリ子

標記について、乳幼児の福祉を実践してきている児童福祉施設である乳児院の立場から、本会として以下のとおり、意見を述べます。

1. 改正児童福祉法に謳う「児童の権利の保障」のために、子ども家庭福祉の現状と問題点を検証され、実現可能な「新たな子ども家庭福祉制度」の確立を早期に実現することが必要不可欠です。

改正児童福祉法の第1条では、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」との理念が謳われましたことは、真に尊重すべきことです。

そのためには、国の責任のもとに、子ども家庭福祉の現状と問題点を十分に分析・検証をはかり、実現可能な新たな子ども家庭福祉の制度を早期に確立されることが重要です。

とくに、「社会的養護の課題と将来像」における基盤分割(3分1構想)によることなく、「子どもを主体とした適切な養育環境」を確保できるよう抜本的な見直しをはかることが最も重要な課題であると考えます。

2. 家庭での養育を原則としつつも、この原則のもとに親の養育を受けられず、社会的養護を必要とする乳幼児を保護し養育する乳児院については、次のような措置入所等の条件等を必然とすべきです。

- ① 緊急性を要する要保護の状態にある乳幼児であり、乳幼児の生命を守り、乳幼児を安心感・安全感のある乳児院の養育環境に保護し、養育することが必要であること
- ② とくに、家族では困難な病気や障がい、被虐待等といった重篤な課題があり、医療・看護、リハビリ・心理療法等の専門職によるケアを必要とする3歳未満においては、生命保護とともに発達過程(発達における病気・障がい等の認定ができるまでの養育期間)における発達状況の把握と、発達過程における課題に応じた適切な専門ケアを提供できること
- ③ それらの基礎となる個別の養育を実践できる環境、できるだけ小規模な生活の営

みによる乳児院の養育環境の改善により、一人ひとりの子どもの状況と課題にそった個別の養育と愛着の関係性（原則24時間1対1、に加え重複担当職員を配置）がはかれる十分な職員配置・人員体制を確保していること

- ④ きょうだいの分離防止をするためであること
- ⑤ 妊娠、産前産後の母子の支援機能を乳児院においても有すること
- ⑥ 入所後の養育過程において子どもと親・家族の関係性を支援できること、退所に向けての家庭復帰支援をはかれること、退所後の家庭支援等と、継続的に家庭支援をはかるための、ソーシャルワーク、心理職等の専門職を有していること
- ⑦ 他に適切な社会的養護の措置ができないこと

などを乳児院への措置入所等の基本的な条件とするべきです。

- 3. そのうえで、乳児院は、従前以上に、できるだけ早期に「家庭養育」、あるいは「同様の養育環境」を確保できるよう、入所の子どもとその家族への支援と家庭復帰への支援、さらには里親開拓、里親委託・里親支援の役割を果たし、子どもを主体としたよりよい養育の継続性を確保していきます。
- 4. さらに、2歳未満の乳幼児の一時保護委託は、専ら乳児院が担っております。児童相談所と委託を受ける乳児院側との役割分担を明確にするとともに、一時保護される乳幼児の体質や体調が把握しづらいというリスク等が高いことを考慮して対応しなければならず、緊急的な受け入れ体制や医療との連携・協調を、さらに拡充するための体制整備が必要です。
- 5. 一時保護委託や入所での初期対応を確実に実施するには、家庭の養育状況や、子どもと親に関する情報を関係機関が共有することが必然であり、そのためのアセスメントを関係機関が相互に合意して適切に行うことが必要です。乳児院においては、平成19年5月の「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間まとめ」で提起されたアセスメントの実践に取り組んできたところであり、適切な子どもと家庭への支援計画を、さらに実現していくためにも、アセスメントセンター機能をはかるための「子ども家庭支援専門センター（仮称）」の創設と、同専門センターを乳児院等社会的養護児童福祉施設が受託できるような関係制度を実現されるよう提言いたします。
- 6. 現状において、乳児院は、里親の研修、子どもを委託する養育里親へのレスパイト・相談等の支援等を担っております。前述の専門センターと位置付けることで、児童相談所、市町村等と連携・協働に、さらに取り組むとともに、里親家庭の養育の質の標準化や権利擁護の意識を高めていくための専門センターとしての役割・機能を果たせるような体制整備をはかるべきと考えております。
- 7. さらに、地域の子育て家庭、ひとり親家庭、若年の子育て家庭の子どもの健やかな育ちを支援するためには、家庭指導（措置に準じる）を含めた地域における子育て家庭支援

のための専門機関・事業が必要です。法改正では、「市町村は支援を行う拠点づくりに努める」とされていますが、地方自治体には格差があります。前述の専門センターを乳児院等社会的養護児童福祉施設が受託し、かかる拠点機能・拠点づくりをはかるとともに、地域のすべての子どもと家庭を対象に保育所や幼稚園、学校、病院、行政等関係機関等との連携、ネットワークをもとに相談・支援等を図っていくことが重要であります。

上記の意見等に関連する要望事項を付記いたします。

**【要望事項】**

- (1) 「乳児院」の名称を「乳幼児総合支援センター(仮称)」としてください。
- (2) 保育士・看護師等の処遇改善を保育所同様に実現してください。そのうえで子ども家庭福祉にかかわる保育所から社会的養護関係児童福祉施設の総合的な研修、人材育成を確立してください。
- (3) 改正障害者総合支援法における障害児支援策の実現と乳児院等の障害児支援対策を強化してください。
- (4) 法人・乳児院が主体として「小規模グループケア」や「ファミリーホーム」等を実施する際、労働基準法等が遵守できる体制整備としてください。もしくは、労働基準法等の適用除外の取り扱いとしてください。
- (5) また、平成24年9月の「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」の「(1)小規模グループケア」には、「定員は、乳児院は4人以上6人以下」と定員改定が行われましたが、職員配置増はなく小規模化をすすめる環境を悪化させています。職員配置の再検討か、定員修正をしてください。
- (6) 暫定定員制度を見直し、市町村からのショートステイなど多様な子育て支援の受け入れが安定的に可能なシステムに変更してください。
- (7) 曖昧な「家庭的養護」等新たな言葉が使用され、混乱があります。整理するか法等から削除してください。
- (8) 「里親」の名称を変更すること、たとえば子どもの「社会的養育者」としてください。

【関係資料の提出】

上記の意見等に関する乳児院の現状等の説明と課題に関する資料を下記のとおり提出いたします。

1. 乳児院は緊急性を要する乳幼児の生命を守る取り組みをしています。

(ア) 乳児院の年間一時保護委託総数は、措置入所総数を上回る傾向にあり、平成26年度の乳児院の一時保護委託数は2,372件であり、これは全国の一時保護委託数の18%を占めている。

(イ) とくに、緊急一時保護委託を午後6時から明朝8時までの夜間帯に受け入れた割合は全体の23.5%を占めている。（平成25年度全国乳児院の一時保護実態調査；以下、「一時保護調査」）

(ウ) そのうえで、図1のように乳児院においては、一時保護と措置入所において、短期間に乳幼児の受け入れと送り出しを行いながら、年間4,000件を超えるアセスメントを実施している。

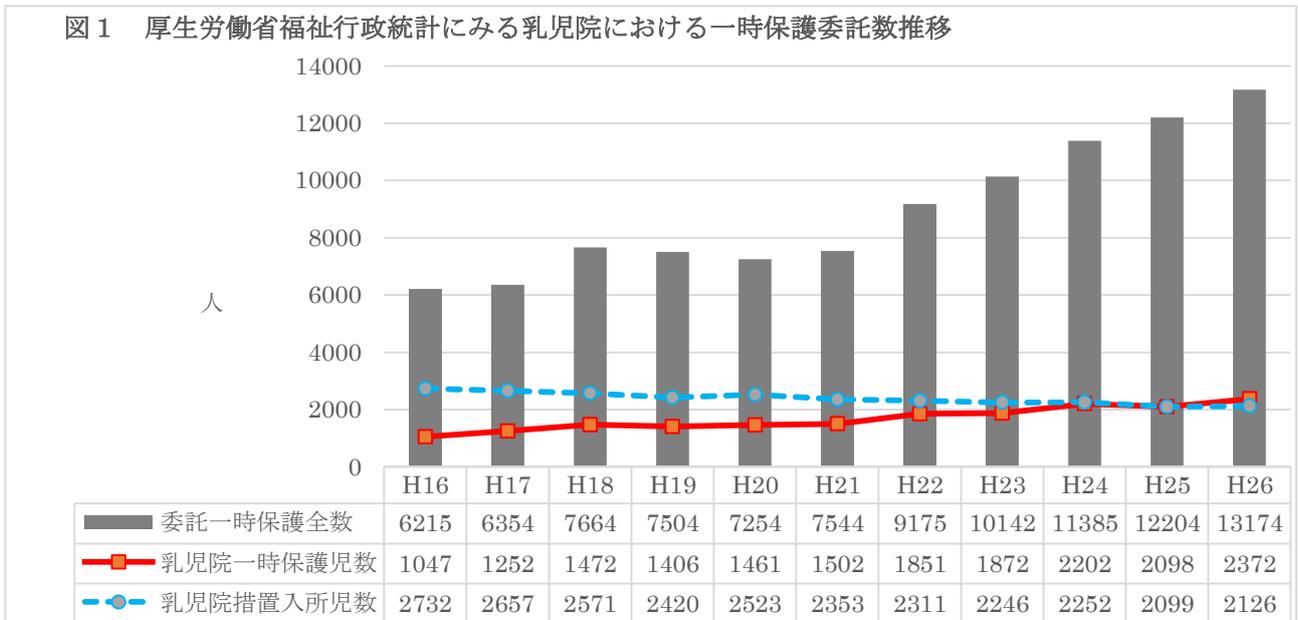


表1 平成25年度一時保護委託理由（児童相談所による判断）

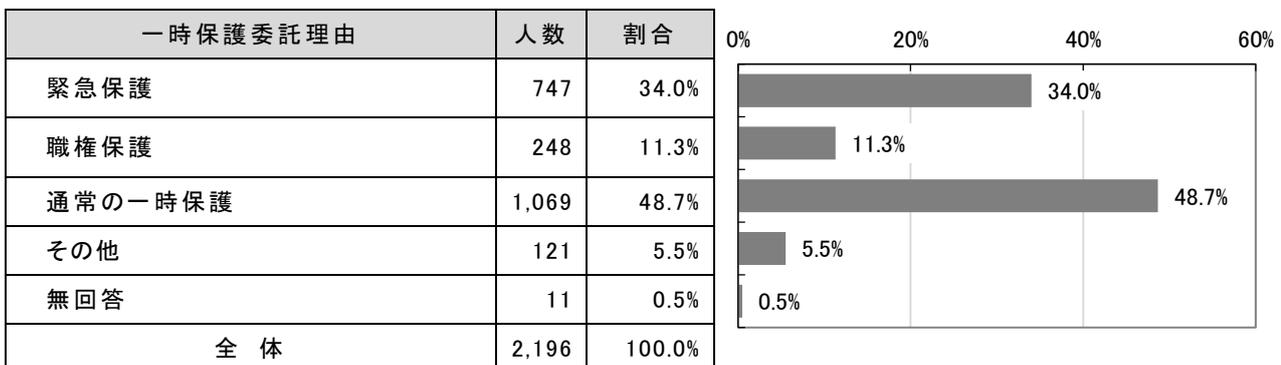


表2 平成26年度新規の入所理由（平成26年度全国乳児院入所状況実態調査）

入所理由		人数	%	入所理由		人数	%
A 家族の状況	死亡	9	0.4%	B 家族の疾病	疾病	144	6.7%
	父死亡	1	0.0%		父母の疾病	2	0.1%
	母死亡	8	0.4%		父の疾病	4	0.2%
	離婚別居	152	7.0%		母の疾病	138	6.4%
	親権者養育困難	147	6.8%		ガン	8	0.4%
	親戚他養育困難	5	0.2%		結核	2	0.1%
	受刑(拘留)	99	4.6%		産婦人科系疾患	15	0.7%
	父母受刑	24	1.1%		内科系疾患	45	2.1%
	父受刑	7	0.3%		外科系疾患	22	1.0%
	母受刑	68	3.2%		その他の疾患	46	2.1%
	不法滞在	3	0.1%		精神疾患	362	16.8%
	就労	65	3.0%		父母の精神疾患	44	2.0%
	父母就労	10	0.5%		父の精神疾患	2	0.1%
	父就労	5	0.2%		母の精神疾患	316	14.6%
	母就労	50	2.3%	知的障害	71	3.3%	
	経済的困難	124	5.7%	父母の知的障害	14	0.6%	
	虐待	760	35.2%	父の知的障害	1	0.0%	
	父母不明(遺棄)	4	0.2%	母の知的障害	56	2.6%	
	家出	27	1.3%	B(家族の疾病)小計	577	26.7%	
	父母家出	1	0.0%	C その他	出産	74	3.4%
	父家出	2	0.1%		次子出産	60	2.8%
	母家出	24	1.1%		婚外出産	14	0.6%
	虐待	615	28.5%		家族の疾病付添	28	1.3%
身体的虐待	181	8.4%	児童自身の障害		13	0.6%	
心理的虐待	61	2.8%	母未婚		126	5.8%	
性的虐待	0	0.0%	その他		62	2.9%	
ネグレクト・怠情	373	17.3%	C 小計	303	14.0%		
養育拒否	114	5.3%	合計	2,158	100%		
その他	66	3.1%					
A(家族の状況)小計	1,278	59.2%					

2. 専門スタッフによる協働を重視したチームで、一人ひとりの子どもの養育を基本としつつ、医療・看護、リハビリ・心理療法等を展開しています。

(ア) 専門スタッフで協働している乳児院の職員状況

表3 乳児院の職員状況（平成26年度全国乳児院状況実態調査より）

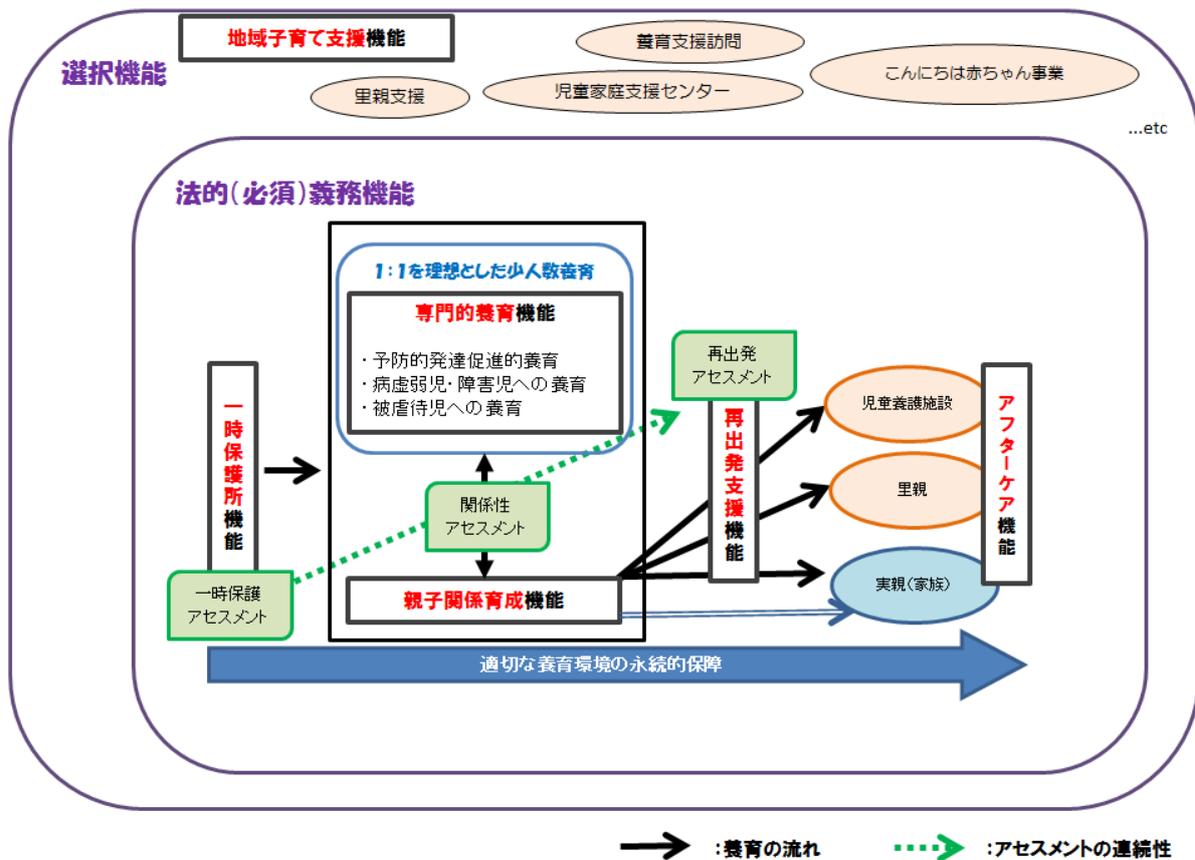
	常勤		非常勤		職員合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
施設長	131	3.0%	3	0.4%	134	2.6%
医師・嘱託医	6	0.1%	135	16.1%	141	2.7%
看護師	574	13.1%	88	10.5%	662	12.7%
助産師	8	0.2%	1	0.1%	9	0.2%
保育士	2,202	50.4%	236	28.1%	2,438	46.8%
児童指導員	174	4.0%	16	1.9%	190	3.6%
その他の直接処遇職員	23	0.5%	42	5.0%	65	1.2%
家庭支援専門相談員	138	3.2%	5	0.6%	143	2.7%
個別対応職員	121	2.8%	2	0.2%	123	2.4%
心理士	80	1.8%	39	4.6%	119	2.3%

第2回新たな社会的養育の在り方に関する検討会（ヒアリング）

臨床心理士	50	1.1%	34	4.0%	84	1.6%
認定心理士	21	0.5%	4	0.5%	25	0.5%
資格なし(心理学を修めたもの)	9	0.2%	1	0.1%	10	0.2%
里親支援専門相談員	185	4.2%	4	0.5%	189	3.6%
栄養士	351	8.0%	85	10.1%	436	8.4%
調理員	94	2.2%	0	0.0%	94	1.8%
事務員	181	4.1%	17	2.0%	198	3.8%
洗濯・清掃員	75	1.7%	116	13.8%	191	3.7%
その他の職員	33	0.8%	53	6.3%	86	1.7%
<b>合計</b>	<b>4,368</b>	<b>100%</b>	<b>841</b>	<b>100%</b>	<b>5,209</b>	<b>100%</b>

(イ) 平成24年9月の『乳児院の将来ビジョン検討委員会報告書』で提言したように、一時保護（措置入所）時のアセスメント、関係性アセスメント、再出発アセスメントは、全国の乳児院にとって重要な取組課題として、全国研修の課程に組み込んで取り組みを強化している。

図2 乳児院将来ビジョンフロー図



3. 保護者（とくに母親）や家族への支援（家族再統合支援）をきめ細やかに実践しています。  
 (ア) 平成26年度に退所した児童の45.4% 996人が家庭復帰している（平成26年度全国乳児院入所状況実態調査；以下、「実態調査」）。また、平成25年度の一時保護委託では、49.2% 1,080人（一時保護調査）が家庭復帰している。

ただし、退所時のリスクアセスメントには課題があり、児童相談所等との連携による適切な対応をはかる必要がある。

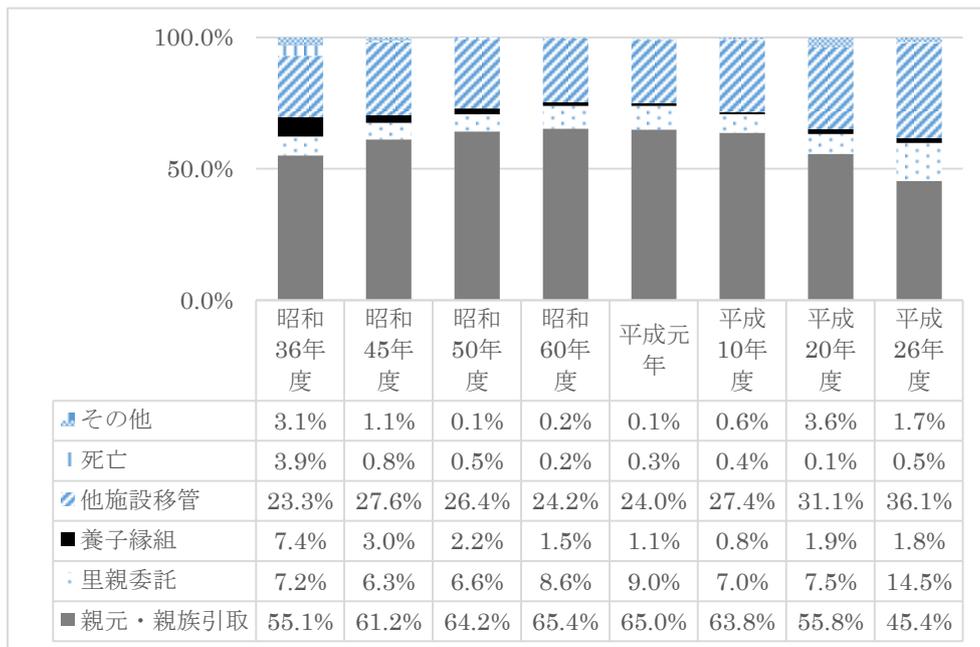
表4 退所理由

平成26年度全国乳児院入所状況調査(全国乳児福祉協議会)

10

退所理由	人数	%
<b>家庭復帰</b>	<b>996人</b>	<b>45.4%</b>
親元引取	977	44.5
親族引取	19	0.9
<b>養子縁組・里親委託</b>	<b>358人</b>	<b>16.3%</b>
里親委託	319	14.5
養子縁組	39	1.8
<b>他の施設に移管</b>	<b>784人</b>	<b>35.7%</b>
児童養護施設	674	30.7
知的障害児施設	36	1.6
肢体不自由児施設	17	0.8
重症心身障害児施設	18	0.8
他乳児院	28	1.3
その他	11	0.5
<b>その他</b>	<b>56人</b>	<b>2.6%</b>
母子生活支援施設	9	0.4
死亡	10	0.5
その他	37	1.7
<b>合計</b>	<b>2,194人</b>	<b>100%</b>

図3 退所理由比較（家庭復帰率の推移）



- (イ) 全国の乳児院では、1施設当たり月約43回程度の親面会を受け入れている。面会の際には、各施設の家庭支援専門相談員が中心となり、現場の保育士等と連携し、乳幼児と親の面会場面で対応をはかり、乳幼児の育ち・発達状況を説明し、また育児等の親の悩みの相談を受けたりしている。面会の内容は、記録に残し、児童相談所の担当福祉司との情報の共有化に努めている。

表5 保護者との面会頻度

	一施設当りの月間面会回数			在籍児童一人当たりの月間面会回数	
	回答数	月間回数	平均回数	平均在籍児童数	一人当たりの面会回数
平成26年4月	133	5,697	42.8	2,989	1.9
平成26年5月	133	6,012	45.2	3,092	1.9
平成26年6月	133	5,807	43.7	3,005	1.9
平成26年7月	133	5,928	44.6	3,136	1.9
平成26年8月	133	6,250	47.0	3,162	2.0
平成26年9月	133	6,217	46.7	3,106	2.0
平成26年10月	133	6,341	47.7	3,269	1.9
平成26年11月	133	6,092	45.8	3,206	1.9
平成26年12月	133	5,984	45.0	3,330	1.8
平成27年1月	133	5,225	39.3	3,343	1.6
平成27年2月	133	5,336	40.1	3,062	1.7
平成27年3月	133	5,911	44.4	3,354	1.8
合計		70,800	532.3		22.4

#### 4. 里親支援の取り組みをきめ細やかに実践しています。

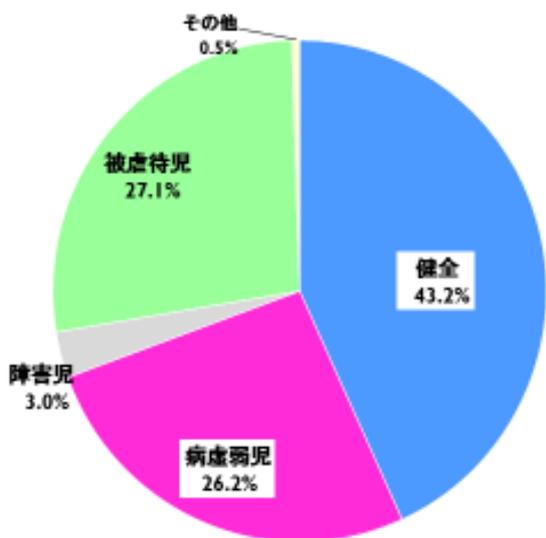
- (ア) 里親支援専門相談員を中心に、実親の想いも大切に繋ぎながら、子どもと里親のマッチングをきめ細やかに行い、面会交流を乳児院が介しながら実施する中で、委託後の里親家庭からの相談支援を受けやすく、継続的なつながりを自然なかたちで展開している。
- (イ) 養育里親希望者が少なく委託待機が生じている現状もある。一方、特別養子縁組前提の里親委託希望の割合が高い状況にあるが、マッチング等においては、子どもを中心において、子どもにとって、よりよい里親委託になるよう留意していく必要がある。
- (ウ) 平成27年5月に全国乳児福祉協議会は、『よりよい家庭養護の実現をめざして～チームワークによる家庭養護～』という報告書を取りまとめ、「乳児院による養育里親事業の実現に向けて」提言している。参考とされたい。

5. 病児、障がい児など関わりに配慮と専門的なケアが必要な子どもたちへの養育、療育を大切にしています。

(ア) 平成 26 年度実態調査では、一年間に新規に入所した児童の中で、病虚弱児の割合が 26.2%、障害児の割合が 3%、被虐待児の割合が 27.1%となっている。

図4 入所児童の心身の状況

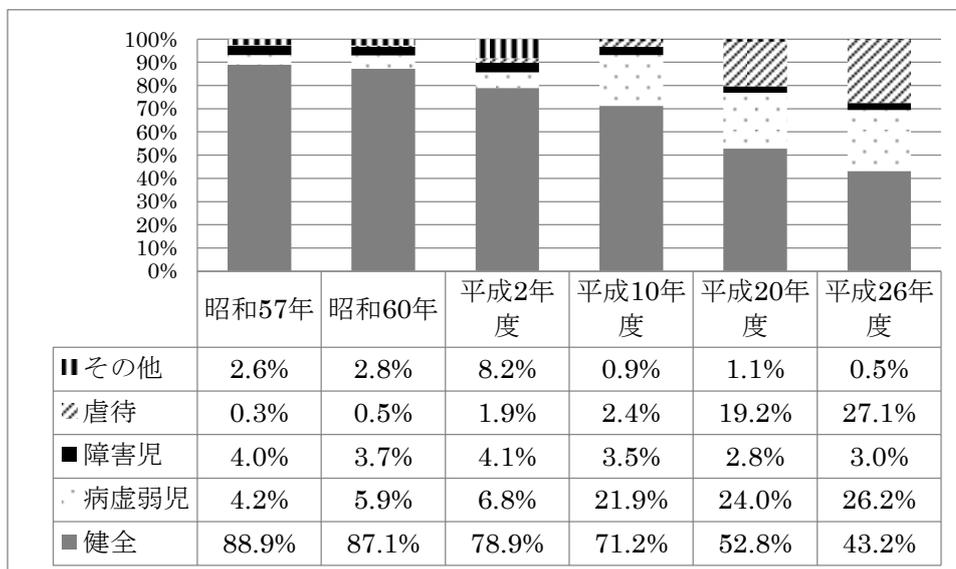
図1 入所児童の心身の状況



平成26年度全国乳児院入所状況調査(全国乳児福祉協議会)

(イ) 健全(健全児)の割合は、昭和57年度88.9%であったものが平成26年度では43.2%に減少している。

図5 入所児の心身の状況



(ウ) 入院率は、一般家庭が20%、乳児院では39.2%となっている。

平成26年度全国乳児院入所状況調査では、  
 ○入所児一人当たりの通院回数は、平均31回/年  
 ○入所児一人当たりの入院率は、**39.2%/年**  
 ○133施設で年間1,425件の入院があり、  
 延日数は13,119日

平成22年度幼児健康度に関する継続的比較研究（社団法人 日本小児保険協会，2011）

Q18 お子さんはこれまでに入院を要した病気にかかったことがありますか。

	児の年齢区分												合計	
	1歳		1歳6ヵ月		2歳		3歳		4歳		5-6歳			
はい	137	13.3%	167	15.5%	155	19.6%	135	21.7%	157	24.2%	269	28.9%	1,020	20.0%
いいえ	885	86.1%	904	84.2%	634	80.1%	484	77.7%	490	75.5%	650	69.8%	4,047	79.4%
不明	6	0.6%	3	0.3%	3	0.4%	4	0.6%	2	0.3%	12	1.3%	30	0.6%
合計	1,028	100%	1,074	100%	792	100%	623	100%	649	100%	931	100%	5,097	100%

(エ) 全国の乳児院は、病院受診によるOT, PT, STの療育の機会を大切にしている。  
 平成28年5月25日に成立した障害者総合支援法等の改正により平成30年4月からは、今まで以上に療育・障害児サービスの提供が図られることを期待している。

(オ) 平成27年1月1日現在、全国の乳児院に入所している児童の62%が2歳未満児である。  
 障がい児としての認定が明確になる前の子どもたちは、より適切な療育を受ける機会が確保されることが重要である。乳児院では、子どもに寄り添い一人ひとりの発達に応じた養育を実践するよう努めている。

## 6. 養育の質を高めるための取り組みを重視しています。

(ア) 平成26年5月12日に改定した『乳児院の倫理綱領』『より適切なかわりをするためのチェックポイント』の活用に加え、平成27年2月の『改訂新版 乳児院養育指針』を活用し、ケースカンファレンスに重点をおいた養育の振り返りと質の向上に向けた改善の取り組みを重視している。

(イ) 全国段階では、職員研修(7月)と施設長研修(10月)を実施し、権利擁護やアセスメントなどの研修を実施している。

(ウ) 義務化された「第三者評価」の受審により、乳児福祉の向上に向けた養育の実践、人材育成等の研修等の組織的取組、また外部の評価機関・評価者の介入などの機会を通して、より風通しのよい養育実践と、そのための環境づくりに取り組んでいる。

7. 地域のさまざまな機関と連携を重視し取り組んでいます。

（ア）乳児院の特性として、健康診断や予防接種等を通して、地域の保健師や病院関係者との関わりと連携が成しえている。また、療育を通してOT、PT、STとの連携も多くあることを乳児院の強み、専門ととらえ、今まで以上に関係機関との連携強化による社会的養護の充実をはかっていく。

8. 職員の人材育成を重視した取り組み強化しています。

（ア）乳児院において小規模化を進めることは、より養育の専門性が問われることである。養育の質を担保するために「職員の人材育成」の必要性を提言した、『改訂 乳児院の研修体系～小規模化にも対応するための人材育成の指針～』（平成27年3月）では、乳児院での人材育成を9領域に再分化整理をしたところである。

（イ）『改訂 乳児院の研修体系』をもとに、乳児院職員としての基礎が平均化・標準化できるよう、平成28年3月には、『初任職員にむけた研修小冊子』と『中堅職員にむけた研修小冊子』を取りまとめたところである。さらに、現在、研修小冊子の「教則本」を作成しているところであり、今後とも各乳児院、都道府県・ブロック、全国段階において組織的に人材確保、育成、定着の具体的な取り組みを展開するものである。

上記の意見等に関する資料を添付します。

【資料編】

- |                                       | 発行年月      |
|---------------------------------------|-----------|
| ● 『乳児院におけるアセスメントガイド』                  | （平成25年3月） |
| ● 『乳児院における心理職のガイドライン』                 | （平成26年6月） |
| ● 『より良い家庭養護の実現をめざして～チームワークによる家庭養護～』   | （平成27年5月） |
| ● 『改訂 乳児院の研修体系－小規模化にも対応するための人材育成の指針－』 | （平成27年3月） |
| ● 平成25年度 全国乳児院の一時保護実態調査結果（抜粋版）        |           |
| ● 平成26年度 全国乳児院入所状況実態調査・全国乳児院充足状況調査報告書 |           |

【参考資料（添付なし）】

- |  | 発行年月      |
|--|-----------|
| ● 『乳児院の将来ビジョン検討委員会報告書』                 | （平成24年9月） |
| ● 『改訂新版 乳児院養育指針』                       | （平成27年2月） |
| ● 『初任職員にむけた研修小冊子－乳児院の養育を担うスタートをきるために－』 | （平成28年3月） |
| ● 『中堅職員にむけた研修小冊子－乳児院の養育を担う主軸となるために－』   | （平成28年3月） |



## 全国母子生活支援施設協議会提出資料



平成28年9月16日

## 新たな社会的養育の在り方に関する意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国母子生活支援施設協議会  
会長 菅田 賢治

### I. はじめに

「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。」改正児童福祉法の第1節第3条の2項に国及び地方公共団体の責務として「保護者の支援」が条文に明記されたことは、母と子の明日を支える母子生活支援施設にとり、新たな子ども家庭福祉の実現に向けた観点からも評価するところです。

また、第33条の6項の一部児童に対する一時保護年齢制限が20歳までに緩和されたことや、売春防止法第36条の2項、婦人相談所長による報告等では、婦人相談所長の必要と認めた場合、母子生活支援施設における母子保護を実施する都道府県、市町村等の長への報告、通知を行うことが義務づけられたこと等は、母子保護の実施において、大変有効であると考えます。

「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月、以下「課題と将来像」という）では、母子生活支援施設は社会的養護を担う施設と位置づけされたものの、どのように活用するのか、具体的には明らかにされていません。家庭養護・家庭的養護を推進する中で、母子生活支援施設は、家庭養護の最後の砦として有効な機能を有した施設であることの明記と活用促進を切望しており、「課題と将来像」をさらに発展させたものとするため、本検討会の議論が前向きな見直しになることを期待します。

社会的養護の利用者等に対する継続的な支援の仕組みを整備するうえで、本会として、目指すべき方向、各分野にわたる現状の課題、必要と考える事項、意見は以下のとおりです。

### II. 母子生活支援施設が目指すべき方向

全国母子生活支援施設協議会では、平成27年5月「私たちのめざす母子生活支援施設（ビジョン）報告書」（以下、「ビジョン」という）を策定しました。ビジョンにおいて「母子生活支援施設における総合性・包括性・地域性について」5つの方向性を示しました。①インケアを包含した総合的包括的支援の拠点として。②地域の中の母子生活支援施設～「切れ目のない支援」の提供。③支援の専門性。④家族関係再構築支援。⑤「自立」を目指す支援。そして、最終目標として「ひとり親家庭支援センター」構想を考え、ひとり親支援の

拠点をめざし、インケアの充実と共にアウトリーチの充実に取り組んでいきます。

### Ⅲ. 各分野にわたる現状の課題、必要と考える事項、意見

#### 1. 児童虐待発生予防からみた特定妊婦の受け入れと一時保護について

母子生活支援施設の入所は「18歳以下の監護すべき児童がいるもの」となっており、監護すべき児童がいない単身の妊婦については受け入れができません。平成23年度からは、支援を行うことが特に必要と認められる妊産婦については、婦人相談所の一時保護委託の対象となり、婦人相談所による母子生活支援施設の一時保護委託が可能となりましたが、下記の理由等により利用が促進されていないのが現状です。

そのような中でもすでに、都道府県や市町村（独自事業）と連携し特定妊婦の受け入れ、支援を行っている施設もあります。特定妊婦への支援については、母子生活支援施設利用（一時保護・措置入所を含む）をはかり、安心と信頼による、妊娠期から出産、産後までの切れ目のない継続的な支援の提供が必要です。また、それに取り組んでいく必要性が母子生活支援施設にはあると認識しています。

○母子生活支援施設では、DV防止法や売春防止法に基づく一時保護や一時保護委託については婦人相談所が行っていますが、その設置は基本的に都道府県に1か所（東京、愛知は複数）であり、一時保護を必要とする女性や母子にとって、相談支援の利便性が低く（婦人相談所の一時保護は、緊急保護を目的としている事から、ルールによる管理が厳しく携帯電話の所持の禁止、外出の制限等の理由）、若年妊婦、望まない妊娠、ハイリスクな妊婦からのニーズに対応した受け入れが難しい現状があります。

○「婦人相談所長による報告又は通知について（平成28年10月1日施行）」では、この通知を実効性あるものにするためには、「報告を受けた都道府県等は母子生活支援施設において母子保護の実施を行わなければならない」と明記する事により、さらに有効な施策となると思われます。

○「利用対象者の拡大（妊娠中の単身女性）」として母子生活支援施設への入所にあたっては、児童福祉法の改正等により、監護すべき児童のいない特定妊婦等が利用可能な施設とする必要があります。また、児童虐待事例については児童相談所が、DV事例については婦人相談所が、それぞれ入所措置をとれるようにすることにより、スムーズでワンストップ化した受け入れが可能となります。

一時保護については、児童相談所による一時保護（児童福祉法第33条）要件の拡大による母子等での一時保護の実施、福祉事務所が実施する一時保護制度の創設、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター（市町村の配偶者暴力相談支援センター等）においても一時保護委託を可能にするなどが有効な手段であると考えます。

○母子生活支援施設の保育支援ニーズが高まる中、支援力の強化、保育士の必置、医療的見地からの支援が可能な関係機関との連携、ヘルパー利用など体制の整備を行う必要があります。さらに、母子生活支援施設職員の妊娠・出産・子育て等に関する研修等を実施し、職員の資質向上を図ると共に、保育所職員の規定に準じた配置にしていくことが必要です。

○利便性を高めるためには、支援を要する女性や母子が居住する市町村域でのワンストップの相談・支援が重要であり、必要な特定妊婦の受け入れが可能であることを、医療機関や保健センター等の相談窓口にも周知する必要があります。その上で、相談窓口等での支援が必要と判断された妊婦を、母子生活支援施設へつなげていく体制等を整備する必要があります。

（子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）の法定化（平成29年4月1日施行）により、子育て世代包括支援センターを市町村に設置することで、さらに全国規模で母子保健分野と母子生活支援施設の連携が必要）

○母子生活支援施設の利用につながったとしても、入退所時期の決定は福祉事務所が行っています。母子の抱える課題や状況の違いにかかわらず、入所期間を一律にしたり、利用契約の更新（入所期間の延長）を認めないなどの対応が見受けられます。母親の自立支援計画の策定・支援における関係機関の連携等について改めて見直し、改善する必要があるとともに、子どもの育ちを保障する観点からも、入退所の決定等には児童相談所が関与する仕組み・体制があると望ましいと考えます。

## 2. 親子（家族）関係再構築支援と家族支援機能の拡充

母子生活支援施設は社会的養護を担う施設では特異な存在ですが、親子が共に生活しながら24時間365日の見守りと母親と子どもに対し、必要な支援の提供が出来る施設として、大変有効な機能を有しています。すでに児童相談所等と連携して虐待事例を受け入れ、支援を行っている施設もあります。今後、家庭養護の推進を図る上で、母子生活支援施設の役割を社会的養護と「課題と将来像」において位置づけていただき、その活用を図ることが有効であると思います。

#### ○母子生活支援施設の一時保護利用

児童虐待による一時保護は、母子一体での保護が望ましい事例（父親からの虐待で、母親からは虐待がない場合等）があるにもかかわらず、児童福祉法33条では子どもの一時保護のみとなり、親子分離が行われています。

「児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する」（国際連合憲章「児童の権利に関する条約」第9条）から鑑みると、児童の権利を侵害することなく、必要な場合には子どもと共にその監護者を一時保護できるように変えていくべきではないでしょうか。

親子(母子一体)での一時保護に当たっては社会的養護施設でもある母子生活支援施設機能を活用した一時保護委託が適切だと考えます。

#### ○母子分離を回避し、母子生活支援施設を活用

被虐待児への処遇決定において、在宅・里親・施設の選択肢だけではなく、母子分離を回避し、母子生活支援施設を活用した家庭養護の選択肢を増やすことは、子どもの最善の利益を考慮した処遇が行え、家族関係の修復に向けた支援が可能となると思います。また、里親委託率を1/3とする将来像の実現に向けて、母子生活支援施設の利用と里親委託を併せて1/3とする事で、より早くの目標達成が可能となると思います。

#### ○家族再統合における母子生活支援施設の活用

分離された母子が家庭復帰する親子(家族)関係再構築場面では、分離された母子が家庭復帰する際に母子生活支援施設を活用し、子と母の気持ちに寄り添いながら、必要な支援を提供し、関係機関との連携を図り、安全・安心な環境のもとで、虐待の再発を防止し、親子(家族)関係を再構築・維持する支援が可能です。

### 3. 社会的養護における「継続性、永続性」、母子生活支援施設のアフターケア

母子生活支援施設は、「退所した者についても相談その他の援助を行うことを目的とする施設」（児童福祉法第38条）であり、前述のビジョン②に示しているように、インケアのみならず、地域と連続として、退所者や退所児童に、地域の他の社会資源を組み込んだネットワークによる「切れ目のない支援」を提供することを目指しています。また、地域のひとり親家庭等に対し、母子生活支援施設が持つ機能や専門性を活用した支援（子どもの居場所作り・学習支援・食事提供・ショートステイ・トワイライトステイ等）の提供を目指します。

○小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設(以下、「サテライト」という)の活用

現在のサテライトは、自立退所に向けた準備施設として、概ね1年以内に退所が見込める世帯が入所できることになっており、運用が難しくその設置が進んでいない現状があります。しかし、サテライトは、小規模施設であることから、個別ニーズに対応しやすく、運用を工夫すれば集団生活が困難な母子の受け入れが可能です。また、その利用要件を緩和すれば、父子家庭の受け入れも可能と考えます。地域社会のニーズに対応した、ゆるやかで幅広い受け入れが可能な施設の一つとしてその活用を図ることが望まれます。



## 全国情緒障害児短期治療施設協議会提出資料



## 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」における意見交換の資料

全国情緒障害児短期治療施設協議会 副会長 高田 治

情緒障害児短期治療施設は、心の問題で生きづらさを抱えた子どもへの心理治療を目的としている。児童養護施設、里親のもとで暮らす子どもたちの中にも専門的な心理治療が必要な子どもたちは多く、情緒障害児短期治療施設の必要性は増していると思う。実際に、2000年に17施設であったのが、現在は45施設、数年後には50施設を超える予定であることからその必要性がうかがわれる。

社会のニーズが増している現状で、情緒障害児短期治療施設は今後、社会的養護の中で心理治療のセンター的な機関となる必要がある。情緒障害児短期治療施設は50年前の軽度少年非行、不登校の子どもたちへの治療から始まり、家庭内暴力、虐待を受けた子どもたち、発達障害を抱えた子どもたちの心理治療と、その時代に新たに注目をされた子どもたちの心理治療を先駆的に行ってきた。今後もそのような役割を担える機関として力をつけていく必要がある。

### 今後の課題

- ・ 未設置県の設置を促す。

施設は増えてきているが、未設置の都県があるので、少なくとも各都道府県に一つという現在の目標の達成を目指す。学校教育の導入や医師の確保などが難問を抱えるが、協議会としても情報提供など新設に向けた支援を行っていく必要がある。

- ・ 医療的ケアの充実

実態調査によると毎年入所児童の服薬率は上がっており、昨年10月時点で全入所児童の45%に達していた。ますます医療の必要性は増しており、医師の確保が難しい状況であるが、医師が働きたくなる環境づくりの工夫が必要である。例えば、診療所を開設し外来診療を可能にすることは、医師にとっても地域にとっても望ましいことである。

- ・ 治療施設としての専門性の確保、向上

治療が難しい子どもたちにも対応できるような専門性の向上が必要である。職員の確保、養成が急務である。特に心理士など一人一人の技量を上げることは当然として、施設が治療的環境となるような組織的な取り組みも必要である。協議会として研修体系を作成している段階である。また、調査研究などを通して、新たな技法の模索、治療的な環境に必要な設備、生活上の工夫などの探索を協議会として進めていく必要がある。

- ・通所機能の充実

児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもたちへの治療のために、通所機能の充実が必要である。交通の便の悪いところにある施設などでは、交通の便の良いところに分室を持つなどの工夫が求められる場合もある。

- ・入所期間の短期化

多くの子どもが利用できるように、なるべく入所期間を短くする努力が必要である。高校年齢の子どもたちの措置変更がままならないこともあるが、通所機能を利用することで措置変更を行いやすくするなどの努力が必要である。

- ・学校教育とのさらなる連携

情緒障害児短期治療施設は各施設、自治体の努力で、施設の子どものための分校や分教室を用意している。学校教育と一体になって治療ができることが情緒障害児短期治療施設の特徴でもある。子どもの成長にとっては学校の果たす役割は大きく治療教育の更なる充実が望まれる。協議会としては文部科学省にも要望を出し理解をお願いしているが、教員の研修など様々な面で学校、教育委員会との協力連携が必要である。

# 全国児童自立支援施設協議会提出資料



「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」意見書

全国児童自立支援施設協議会

会長 林 功三

○今回の児童福祉法改正を踏まえ、社会的養育についての課題考察。

- 児童福祉法改正の全体的印象として、家庭的養護推進(児童養護施設の小規模化、養子縁組、里親推進等)に舵を切っていることが分かる。ただ、それほど劇的に里親や養子縁組が増加していきかどうかと懐疑的にならざるを得ない。
- 里親どころか、児童養護施設、児童自立支援施設等の社会的養護全般に人材確保で困難を感じており、今の若い人たち(特に男子)に、対人職場の回避傾向が強くなりつつあるのではないか(統計的な裏付けはない、ただ施設長同士での会話の中で頻繁に話になる)と思われるからだ。(世の中全体に SNS などのツールが重宝されており、対人関係の希薄な中で生活が成立しており、対人関係の重圧こそ最もストレスを感じやすい状況になっているのではないか)
- 対人職場が忌避され、さらに業界の報酬もそれほど高いとは言えず、また、今後、各職種の専門的基準(資格要件等)が高度になっていけば、ますます人材確保は困難になる。

○今後の取組、制度などの環境整備等、何が必要か。

- 児童自立支援施設としては、その施設の特質から、今回の児童福祉法改正の主流ではない施設だと認識しているが、それでも、困難を抱える子ども達の(児童福祉としての)最後の砦と称されることがあるように、今後も児童福祉において、問題が行動化してしまっている子ども達の処遇について、その存在意義は変わることがないと考える。
- 特に、『with の精神』と言われてきたように、職員と子どもとが一緒になってものごとに取り組むことが、濃密な生活空間の中で両者に愛着関係を芽生えさせ、それにより、不信感のかたまりであった非行の子どもの人間信頼が回復していくプロセスは、問題行動の種類にかかわらず、愛着関係が成立できなかった子どもや被虐待の子どもに一定の効果があるものとして、自認してきた。
- しかし、犯罪少年等は減少しており、さらに、児童自立支援施設と児童相談所との信頼関係が構築できず、入所児童の確保に困窮する施設があり、それにより児童自立支援施設全体の社会的信頼の低下を招いていることは否めない。全児協としては、今一度、各施設に児童自立支援施設としての社会的な役割について役員会・研修会の中で啓発していきたい。
- 現時点での児童相談所からのニーズとしては、男子性問題児童の対応、社会的養護での不適応児童の対応、年長児童対応などが求められるようになり、かつての非行少年への集団処遇対応とは異なる状況が発生している。このような社会的なニーズに、できる限り応えることが現実的な児童自立支援施設の役割であると認識してきたし、今後も変わりはないと考える。

- 平成23年7月にまとめられた、「社会的養護の課題と将来像」で明らかにされている、児童自立支援施設の課題全般について、さらに現時点の社会から求められる新たなニーズについて、どちらも、人員配置と設備面の強化を伴う必要があり、23年にまとめられているにもかかわらず、各自治体の動きは、いまだ鈍い。
- 23年の「課題と将来像」の中で、「年長児童への対応」が指摘されており、各施設は努力しつつある。その受け入れは地域でばらつきがあり、安定的な受け入れを児童自立で達成するならば、年長児童処遇は中学生とは異なる設備(住居)や人員配置の工夫、カリキュラムが本来必要であり、現在はあくまで、中卒児童の延長線上の処遇であるかもしくは、中学生・小学生の安定的入所が達成されない施設が、とりあえず受け入れを行っているという限定的なものである印象がある。
- また、同じく「課題と将来像」において、「相談業務・通所」が明記されているが、地域の養育者、教育者への相談等であれば可能だが、児童自立は人里離れた地域に設置されていることが多く、被虐待等で人間不信に陥っている非行児童が自分から、相談や通所などを行うはずもなく、「措置」などの強制力があって初めて機能すると考えられる。相談や通所を行うには措置などの法令の見直し等の変更が必要で、現実的ではない。また、通所児童が入所児童と接点を持てば、トラブル発生の可能性が考えられ、両者には異なる設備が必要だと考えられ、このことも容易ではない。
- 親子関係再構築機能やアフターケア業務については、人員配置の改善により、少しずつ変化させていくことが可能だと思われる。しかし、県立施設の場合、アフターケアの行動範囲が広大である自治体もあるだろうし、また措置が切れてしまった子どもへの指導的な力を施設側は持てないので、アフターケアも簡単な業務でないことは明らかだ。全児協としてはアフターケアについて、企画推進委員会を通じて、各施設の業務推進を活性化していきたいと考えている。
- 現在のニーズである、性問題児童の増加傾向は児童相談所も対応に困っており、児童自立においては心理士がプログラム対応している現状がある。その充足は、厚労省の配置基準変更の指針が空回りしており、自治体の心理士配置の総合的な見通しや検討には至っていない。

第 1 回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会における主な意見（未定稿）

<法改正後の進捗状況表の項目について>

項目	ご意見
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわゆる 0 歳から 6 歳の子ども達の保育・教育の質の向上については、広く社会的養育という枠の中で考えた場合に重要なテーマとなる。</li> <li>・ 在宅支援については、保育所のケアなしに考えられない。保育所の中に専門性を持った職員の確保なしには在宅支援はありえない。</li> <li>・ 資料 3 の 2 ページについて、(4) 特定妊婦への支援の 2) の「子育て世代包括支援センターの状況」は (3) 母子保健法への位置づけで挙げたほうがいい。母子保健法への位置づけの次に、就学前の保育・教育の質の向上が入って、その次に特定妊婦への支援、通所・在宅措置に順番を変えるべき。</li> </ul>
7. 社会的養護の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料 3 の 4 ページの 7 の (3) の 1) の「児童相談所の養子縁組相談・支援の状況」について、「児童相談所及び民間のあっせん機関の養子縁組相談・支援の状況」とすべき。</li> <li>・ 資料 3 の 4 ページの 7 の (5) の「自立支援」について、自治体が退所後の支援に責任を持つ仕組みとして、市区町村や児童相談所の担当部署・ワーカーを配置することを入れるべき。</li> </ul>

<議論ポイントと進め方について>

項目	ご意見
全般的なご意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法の条文自体もその児童の保護者を支援しなければならないという家庭を支援する視点になっている。議論のポイント等についても、子ども及び保護者を支援しなければならないものとし、子どもの視点と立場からサービスを組み替えていくべき。</li> <li>・ 介入後の一連の流れにうまく対応できていない。現実的にはその量が圧倒的に多いため、とにかく保護をすることから始まってしまっている。そして慌ててどこか空いている施設に入れるということの繰り返しが続いている。決して今はいい状態にはなっていない。その問題がどのように解決できるのかということがこの検討会の大きなテーマなのではないか。</li> <li>・ 戦後から続いてきた保護を中心とした施策を展開していく意味で、改めて全ての子ども家庭を視野に入れた社会的養育という観点でマクロ施策を考えていく必要がある。日本の子どもをどのように将来の日本社会を担う人として育てていくのかという意味で考えると、ポピュレーションアプローチという観点で社会的養護も含めて見直すことがこの検討会の目標であると考えます。</li> </ul>
家庭養護に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの福祉のための里親を確立した上で、養子縁組に行くことが適当。養子縁組にいきなり行くと、親が子どもを育てたいというニーズになり、子どもの福祉のためではない養子が先行してしまう。</li> <li>・ どのようなケースが養子縁組で、どのようなケースがが里親かということを明確にする必要がある。</li> </ul>
里親支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設に配置している里親支援専門相談員は見直しが必要ではないか。</li> <li>・ 里親支援機関事業からフォスターリングエージェンシーへの転換の過渡期にある。分散化しているサービスをある程度集約化し、民間の基盤を作るために財政的措置を効率的に行うことなしには、里親委託は進まない。</li> <li>・ 里親支援あるいは里親養育ということは、非常に重要なテーマであり、施設だけでできるものなのかということも含めて検討していかなければならない。</li> <li>・ 施設が培ってきた人的資源は、里親支援や家庭支援において貴重な存在。施設が見通しを持って取り組めることが大事。</li> </ul>

<p>支援の継続性の担保に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養子縁組の場合は、永続的に養育されるという概念なので、改正児童福祉法の法文中の「継続的」にはパーマネントは一部分しか入っていないのではないか。</li> <li>・ 施設ケアと家庭養育との切れ目のない継続性というところが重要。</li> <li>・ パーマネンシーは措置解除後も続く親子関係をいうのではないか。</li> <li>・ 養子縁組と長期里親をどう区別をしていくか。リーガルパーマネンシーという考え方を措置の優先順位の中に入れていくのか。リーガルパーマネンシーまで含めてパーマネンシーということを考えるのか。</li> <li>・ 場当たりの措置変更を防ぐため、子どもが社会的養育から自立していくまでのプランを最初から立てることが必要。</li> <li>・ 子どもの立場から考えたときに、発達を保障するためにある程度一貫した養育者が必要。子どもの立場から考えることが重要。</li> <li>・ 子どもの側のニーズに立った継続性というのをどう考えるか。継続性を考えたソーシャルワークができているか。継続性を考える重要性を明確に打ち出していく必要がある。</li> </ul>
<p>移行期の支援に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 措置変更や施設入所は、子どもに与える影響が大きいため、移行期のケアをどうすべきか検討すべき。また、施設の中で養育者が頻繁に変わることも子どもにとっては影響がある。</li> <li>・ 家庭復帰について、スモールステップシステムで、かつ、継続性のある支援を担保するシステムをきちんと構築していくことが必要。</li> </ul>
<p>施設養護に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正児童福祉法の理念にある家庭養護優先の考えの下で施設養護も変わっていくことが必要。里親を支援する機関を増やす必要があり、施設がその役割を担うように変わっていくことができるのではないか。</li> <li>・ 社会的養護の課題と将来像を受けて、随分施設が小規模化してきているが、小規模化しても支援の個別化はまだできていない。</li> <li>・ 既存の施設類型の在り方だけを考えるのではなく、北欧の特にノルウェーがやっているファミリーホームと施設の間くらいの施設のような新たな類型も考えていきたい。</li> </ul>

<p>自立支援に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援に関することについては、当事者の方から話を聞く機会を設けることが必要。</li> <li>・ 家庭養育と家庭的養育のどちらでも、子ども達が生きる力を持つまで育て上げることが大事。</li> <li>・ 自立の中心は自分をコントロールする力の育成という観点からすると、「自立」と「自律」は両方記載しておくべき。</li> </ul>
<p>ソーシャルワークの重要性に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所のソーシャルワーカーとしての専門性の必要性について議論する必要がある。</li> <li>・ 他国でいうゲートキーパー（永続的にずっと同じ子どもに関わっていく者）のような者をどのように作り上げたらよいかも議論するべきではないか。</li> <li>・ アメリカの場合はソーシャルワーカーの専門職アイデンティティが強い。児童相談所のソーシャルワークの専門性を専門職アイデンティティに持っていく仕組みにすることや、配置転換の問題をどう扱うかということを考えないとゲートキープは上手くいかない。</li> <li>・ ソーシャルワークの機能を強化していくことが必要。これまでの考え方を変えた形で子ども中心のソーシャルワークということを議論のポイントとしてどこかに入れるべき。</li> <li>・ 資料4の3の「新たな社会的養育の構築」において、新たな子ども家庭ソーシャルワークシステムを形成というイメージを明確にした方が良いのではないか。</li> </ul>

# 児童虐待防止対策関係・平成28年度補正予算（案）・平成29年度概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
総務課虐待防止対策推進室

- 児童虐待防止対策については、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(※)、改正児童福祉法等に基づき、発生予防から自立支援までの総合的な対策を推進する。

これを踏まえた、平成29年度概算要求の主な内容は以下のとおり。

※子どもの貧困対策会議（平成27年12月21日）で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）の1つ。

## 児童虐待防止対策関係予算 1,411億円の内数 (1,295億円の内数)

※児童虐待防止対策関連予算として、以下を積み上げた金額（括弧内は平成28年度予算額）

・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業	166億円の内数	( 73億円の内数)
・ 児童入所施設措置費等	1,142億円の内数	(1,140億円の内数)
・ 次世代育成支援対策施設整備交付金	60億円の内数	( 57億円の内数)
・ 妊娠・出産包括支援事業	38億円	( 24億円)
・ 児童虐待防止対策費（本省費）等	1億円	( 1億円)
・ 児童相談体制整備事業	4億円	( 0.3億円)

# 1. 児童虐待の発生予防

児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談対応件数は依然として増加傾向にあり、死亡事例の4割強が0歳児であることを踏まえ、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遡減する。

## (1) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

### ① 子育て世代包括支援センターの全国展開【拡充】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。

※「子育て世代包括支援センター」のうち利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業）については、内閣府において要求。

【妊娠・出産包括支援事業：38億円】

### ② 産前・産後母子支援事業（仮称）の創設【新規】

改正児童福祉法の施行を踏まえ、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等における特定妊婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施し、成果や課題を検証し、具体的な仕組みの検討に活用するための事業を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

## (2) 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ（内閣府予算）

### ① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

【子ども・子育て支援交付金：982億円＋事項要求の内数】

## 1. 児童虐待の発生予防（続き）

### ② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、公的な支援につながない児童のいる家庭への対策について、予算編成過程で検討する。

【子ども・子育て支援交付金：982億円＋事項要求の内数】

## 2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初期対応が确实・迅速に図られるよう、児童相談所・市町村の体制の強化及び専門性の向上、要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行う。

### (1) 児童相談所の体制整備等

#### ① 児童相談所の法的機能の強化【拡充】

児童相談所の業務が円滑に行われるよう、司法的な相談や対応が必要となる事例について家族、家庭裁判所、関係機関等との調整を行う弁護士の配置を促進する。このため、補助基準額を引上げ、児童相談所が弁護士を配置するための費用の充実を図り、日常的に法的支援を受けられる体制を強化する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

#### ② 児童相談所・市町村における安全確認体制の強化【拡充】

児童相談所及び市町村において、児童虐待の通告を受けた際に児童の安全確認等を行う体制の強化を図る。また、市町村分について、実施市町村数の拡大を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

## 2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

### ③ 児童相談所・市町村の資質の向上【拡充】

改正児童福祉法の施行に向け、新たに義務付けられた研修等を実施するため、研修メニューの組み替えを行う。

また、義務研修等を円滑に行うため、研修手続全般を担う研修専任コーディネーターを都道府県等に新たに配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

### ④ 児童相談所の設置促進【新規】

中核市及び特別区が児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する経費について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

### ⑤ 虐待・思春期問題情報研修センター事業の充実【拡充】

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修、児童相談所などの専門機関からの専門的な相談助言、児童福祉施設での臨床研究と連携した研究等を実施する。

また、改正児童福祉法により受講が義務付けられる児童福祉司スーパーバイザー研修の充実及び都道府県等が実施する研修の講師を担当する者の研修を新たに実施するための研修経費の拡充及び実施体制の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

### ⑥ 児童相談所全国共通ダイヤル（189）の改善

児童相談所全国共通ダイヤル「189」については、発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーター（人）が対応する仕組みを構築する。

【児童相談体制整備事業：3.8億円】

## 2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

### （2）市町村の体制強化

#### ① 市町村における要保護児童等への運営支援【新規】

市町村が、児童等に関する支援（実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担う拠点を運営する費用について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

#### ② 市町村へのスーパーバイザーの配置【新規】

市町村が児童相談所からの指導措置の委託など在宅での児童の支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーを配置し、相談機能の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

#### ③ 要保護児童対策地域協議会の機能強化【新規】

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）等を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

#### ④ 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業の実施

要保護児童対策地域協議会に登録されている全ての児童、妊婦に対して、セキュリティに配慮しながら関係者が常に情報を更新、検索できるシステムを構築するためのモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

#### ⑤ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（内閣府予算）

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：982億円＋事項要求の内数】

## 2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

### （参考）平成28年度第2次補正予算案

#### ○ 市町村における要保護児童等への支援拠点の整備

市町村が、児童福祉法に規定された支援（実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担う拠点を整備する。

※ 既存の「子育て支援のための拠点施設本体整備」を活用。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

### （3）適切な環境における児童への対応

#### ① 一時保護所におけるきめ細かいケアの推進

一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

#### ② 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

#### ③ 一時保護所の整備の推進

一時保護を要する児童の増加に対応するため、一時保護所の整備を推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金：60億円の内数】

#### ④ 一時保護所における学習指導員の配置【新規】

一時保護中の児童に対する学習支援の充実を図るため、一時保護所に常勤の学習指導を行う者を（学習指導員）を1名配置する。

【児童入所施設措置費等：1,142億円の内数】

## 2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

### ⑤ 一時保護所における第三者評価の受審費用の創設【新規】

一時保護所において、保護・支援を受ける児童の立場に立った、質の確保・向上を図るための第三者評価を受審する一時保護所に対する受審費用を創設する。【児童入所施設措置費等：1,142億円の内数】

### ⑥ 児童養護施設の小規模化等の推進【拡充】

改正児童福祉法の施行を踏まえ、家庭養護が適当でない場合に、できる限り良好な家庭的環境で養育されることができるよう、児童養護施設等に対し、既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

なお、社会保障の充実については、予算編成過程で検討する。（事項要求）  
＜社会保障の充実＞

【量的拡充】  
受入児童数増への対応

【質の向上】  
① 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置  
② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする）  
など

【児童入所施設措置費等：1,142億円の内数】  
【次世代育成支援対策施設整備交付金：60億円の内数】

### （参考）平成28年度第2次補正予算案

#### ○ 一時保護された児童の処遇向上のための環境整備

##### ① 一時保護所における環境改善等事業

児童相談所一時保護施設において、入所事由（虐待、非行等）に応じた個別的ケア等、個々の児童の状況に配慮した処遇を図るため、施設の創設及び改修等を実施する場合の費用に対して支援を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

##### ② 児童養護施設等における受入機能強化のための整備事業

一時保護された児童は、保護直後は心身が不安定であり、特に丁寧なケアとともに、落ち着いて過ごせる空間が必要となることから、一時保護委託先となる児童養護施設等に当該児童のケアに適した居室等を整備する場合の費用に対して支援を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

#### ○ 児童養護施設等における小規模化等や自立のための支援の場の整備

子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や施設機能の分散化を進めるとともに、入所している子どもの退所に向けた準備や自立のための支援を行うステップルーム（仮称）の整備を推進する。また、自立援助ホームについて、改正児童福祉法の施行を踏まえ、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が引き続き必要な支援を受けられるよう定員増や新設等の整備を推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

### （4）関係機関における早期発見と適切な初期対応

#### ○ 医療従事者に対する研修の充実【拡充】

医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応できる体制を整えるため、医療機関従事者への研修を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

### 3. 被虐待児への自立支援

- 被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置が採られることとなった場合には、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後や施設退所後等も含め、個々の子どもの状況に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

#### (1) 親子関係再構築の支援

##### ○ 家族再統合に向けた取組の推進【拡充】

児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施するなど、家族再統合への取組を進める。特に、虐待の再発防止のため、保護者を指導する保護者指導支援員の配置を拡充するとともに、措置解除後の保護者指導に係る経費の拡充を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

#### (2) 家庭養護の推進

##### ① 里親支援事業（仮称）の創設【里親支援機関事業を拡充し名称変更】

改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援機関事業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

##### ② 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の設置促進

ファミリーホームの委託児童数が減少した場合でも安定的な運営が図られるよう、事務費について一定期間（6か月程度）激変緩和措置を講じ、設置促進を図る。

【児童入所施設措置費等：1,142億円の内数】

### （3）被虐待児などへの支援の充実

#### ① 児童自立生活援助事業（仮称）の創設【新規】

改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者に、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が追加されたことに伴い、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援に要する費用補助として、児童自立生活援助事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

#### ② 社会的養護自立支援事業（仮称）の創設【新規】

①に併せて、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者についても、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】